

兵庫地方労働審議会 第23回家内労働部会

日時：令和4年2月2日（水）

午前10時～

場所：兵庫労働局 第3共用会議室

神戸市中央区東川崎町 1-1-3

神戸クリスタルタワー 16階

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）部会長の選出、部会長代理の指名について

（2）兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程の改正について

（3）令和3年度家内労働対策について

（4）兵庫県靴下製造業最低工賃について

（5）兵庫県電気機械器具製造業最低工賃について

（6）その他

3 閉 会

資料目次

- 1 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿
- 2 兵庫地方労働審議会の構成、委員の職務等
- 3 兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程改正(案)
- 4 兵庫の家内労働の概況(令和3年度家内労働概況調査結果)
- 5 令和3年度家内労働安全衛生指導員巡回指導結果
- 6 令和3年度家内労働法に係る監督指導状況
- 7 第13次最低工賃新設・改正計画及び実施状況
- 8 靴下製造業の企業数・生産数量等
- 9 兵庫県靴下製造業最低工賃の推移
- 10 靴下の製造工程について
- 11 兵庫県靴下製造業家内労働実態調査結果報告書
- 12 兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移
- 13 兵庫県電気機械器具製造業家内労働実態調査結果報告書
- 14 兵庫県の最低工賃
- 15 家内労働関係法規
- 16 家内労働のしおり(パンフレット)

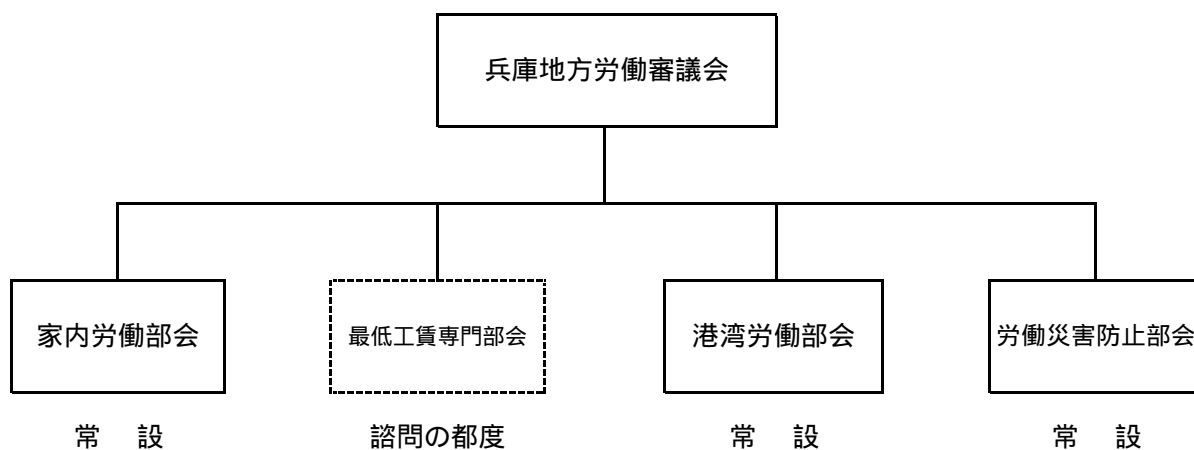
第11期 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿

兵庫労働局

区分	委員又は臨時委員の別	氏名	現職名
公益代表	委員	いまい ようこ 今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
	臨時委員	うめの なおとし 梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授
	臨時委員	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授
家内労働者代表	委員	なかにし おりえ 中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部 主任
	臨時委員	みむら さとし 三村 敏	播州労働組合連合会 書記長
	臨時委員	もりた なおき 森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長
委託者代表	委員	せがわ さとし 瀬川 里志	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
	臨時委員	ふじしま じゅんこ 藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム 代表取締役社長
	臨時委員	わしお よしまさ 鷲尾 吉正	兵庫県靴下工業組合 理事長 ワシオ株式会社 代表取締役
備考	任命期間：令和5年9月30日まで		

五十音順

兵庫地方労働審議会の構成



地方労働審議会 公労使 各6名 計 18名

家内労働部会	公労使	各3名	計9名	地労審令第6条・地労審規程第9条
最低工賃専門部会	公労使	各3名	計 9名	家内労働法第21条
港湾労働部会	公労使	各5名	計15名	地労審令第6条・地労審規程第9条
労働災害防止部会	公労使	各3名	計 9名	地労審令第6条・地労審規程第9条

委員・臨時委員の職務等（家内労働関係）

- ・ 委 員 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会委員 ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 2 条第 1 項 ）
- ・ 臨時委員 ・ ・ ・ 特別の事項を調査審議する ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 2 条第 2 項 ）
- ・ 任 命 ・ ・ ・ 兵庫労働局長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 3 条第 2 項 ）
- ・ 身 分 ・ ・ ・ 一般職の非常勤の国家公務員 ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 6 項 ）

1 家内労働部会

- 設 置 ・ 常 設 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 6 条 ・ 兵庫地方労働審議会運営規
程第 9 条第 1 項第 2 号 ）
- 委員の配置 ・ 委員、臨時委員は、兵庫地方労働審議会長が指名する ・ ・ ・ （ 地方労働
審議会令第 6 条第 2 項 ）
- 任 期 ・ 2 年 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 1 項 ・ 兵庫地方労働審議会
運営規程第 11 条）
- 職 務 ・ ・ ・ 家内労働法第 21 条第 1 項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事
項を除き、家内労働に関する専門の事項を審議する ・ ・ ・
（ 兵庫地方労働審議会運営規程第 9 条第 2 項第 2 号 ）

2 最低工賃専門部会

- 設 置 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又は改正の調査審議を行うとき ・ ・ ・ （ 家内労働法
第 21 条第 1 項 ・ 地方労働審議会令第 7 条 ）
- 廃 止 ・ ・ ・ 任務を終了したときに兵庫地方労働審議会の議決による、又は答申に対
する異議申出がなかった時点 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 7 条第 3 項 ・
兵庫地方労働審議会運営規程第 10 条第 2 項 ）
- 委員の配置 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会長が、委員、臨時委員から指名する ・ ・ ・ （ 地方労働
審議会令第 7 条第 1 項 ）
- 任 期 ・ ・ ・ 調査審議が終了したとき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 4 項 ）
- 職 務 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又はその改正の決定についての調査審議を行う ・ ・ ・ ・
（ 家内労働法第 21 条第 1 項 ）

(案)

兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 兵庫地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び兵庫労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員」という。)のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の招集)

第3条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4.2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

2 ~~委員は旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。~~

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録および議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には部会長および部会長の指名した委員2人が署名するものとする。~~

2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

(附 則) この規程は、平成14年2月27日から施行する。

この規程は、平成18年2月28日から施行する。

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

この規程は、令和4年2月2日から施行する。

兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 兵庫地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び兵庫労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員」という。)のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の招集)

第3条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録および議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれが

ある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

(附 則) この規程は、平成14年2月27日から施行する。

この規程は、平成18年2月28日から施行する。

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

この規程は、令和4年2月2日から施行する。

兵庫の家内労働の概況

(令和3年度家内労働概況調査結果)

令和3年10月1日現在

兵庫労働局

兵庫の家内労働の概況(令和3年10月調査)

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な家内労働の概況調査を行っています。
令和3年に実施した調査結果から兵庫の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者数

令和3年10月1日現在、兵庫県で家内労働に従事する者の総数は3,038人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、電気機械器具部品、雑貨などの製造加工等に従事している家内労働者数は2,764人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は274人となっています。

なお、日本全国においては、家内労働に従事する者の総数は*108,539人(+0.2%)で、その内訳は、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者が*105,301人(+0.2%)、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は*3,238人(-0.03%)となっています。(注:*R2年の値)

2 兵庫県の委託者数・家内労働従事数の推移

委託者数、家内労働従事者数は共に長期的に減少傾向であり、令和3年は前年と比較して、委託者数は-16(-9.1%)、家内労働従事者は-369人(-10.8%)で減少しています。

表1 委託者数及び家内労働従事者数の推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
委託者数(人)	390	412	381	377	622	515	424	387	516	432	359	339	280	276	250	182	189	181	175	175	159
家内労働従事者数(人)	7,687	7,174	7,491	6,869	9,388	7,301	6,601	6,652	5,192	5,223	4,916	4,629	4,203	4,254	4,279	3,851	3,856	3,807	3,507	3,407	3,038
委託者増減率(%)		5.6	7.5	1.0	65.0	17.2	17.7	8.7	33.3	16.3	16.9	5.6	17.4	1.4	9.4	27.2	3.8	4.2	3.3	0.0	9.1
家内労働者増減率(%)		6.7	4.4	8.3	36.7	22.2	9.6	0.8	21.9	0.6	5.9	5.8	9.2	1.2	0.6	10.0	0.1	1.3	7.9	2.9	10.8

2

図1-1 委託者数の推移

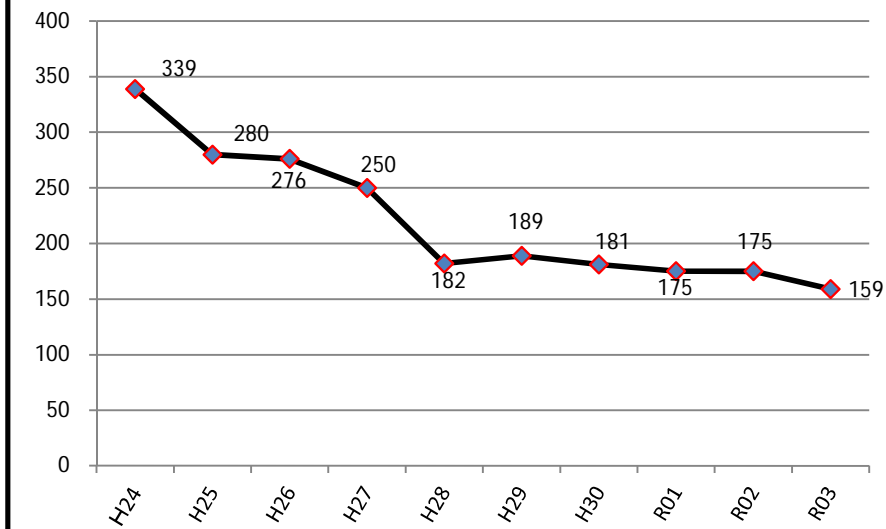
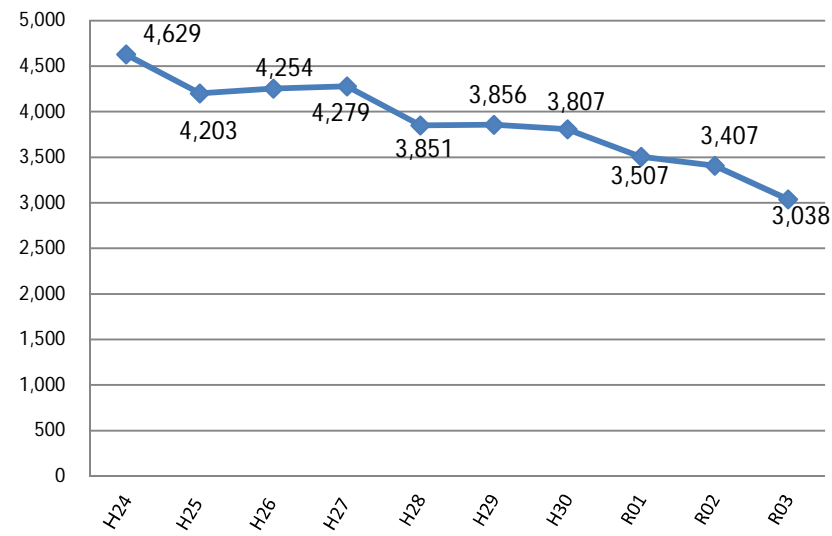
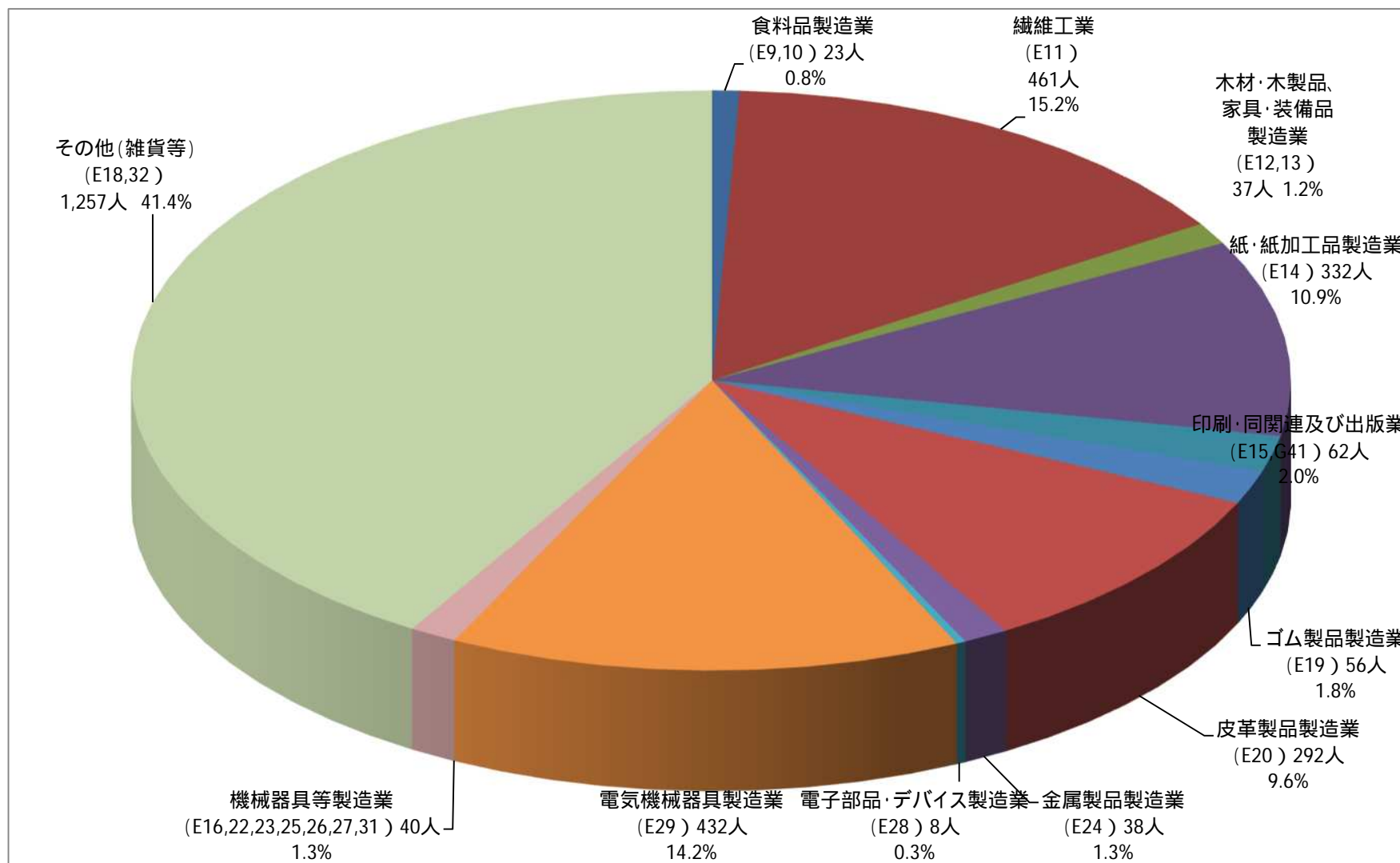


図1-2 家内労働従事者数の推移



3 業種別家内労働従事者数

兵庫県の家内労働従事者数を業種別で見ると、釣針や線香などの「その他(雑貨等)」が41.4%と最も多く、次いで靴下、織布や、衣服の縫製などの「繊維工業」が15.2%と続き、3番目が「電気機械器具製造業」で14.2%となっています。



兵庫の家内労働の概況(委託者)

委託業務の業種別署別委託者数

(令和3年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)	委託者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	1		1			1					1	4
E11 繊維工業	2	2	2	4	2	2	4	8	4	2	2	34
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業								2				2
E14 紙・紙加工品製造業			1				3	1	1			6
E15、G41 印刷・同関連業、出版業	1			1								2
E19 ゴム製品製造業		2		1								3
E20 皮革製品製造業				2					18	1		21
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		1					2					3
E28 電子部品・デバイス製造業				1					1			2
E29 電気機械器具製造業		2	1	11	1	1	2	2	1	6	3	30
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業		1	1		2					1		5
E18、32 その他(雑貨)製造業	2	2		11	4	1	4	13	1	1	8	47
合計	6	10	6	31	9	5	15	26	26	11	14	159

(令和3年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(家内労働者数)

委託業務の業種別署別家内労働者数

(令和3年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)												合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	8		4			6					5	23
E11 繊維工業	13	5	2	73	14	28	60	143	39	11	21	409
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業								36				36
E14 紙・紙加工品製造業			270				55	1	6			332
E15、G41 印刷・同関連業、出版業	1			61								62
E19 ゴム製品製造業		26		30								56
E20 皮革製品製造業				9					189	1		199
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		6					32					38
E28 電子部品・デバイス製造業				3					5			8
E29 電気機械器具製造業		70	31	110	11	86	41	8	2	38	16	413
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業		1	8		28					3		40
E18、32 その他(雑貨)製造業	5	89		219	117	9	12	479	102	8	108	1148
合計	27	197	315	505	170	129	200	667	343	61	150	2764

(令和3年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(補助者数)

委託業務の業種別署別家内労働補助者数

(令和3年10月1日現在)

産業分類 (委託業務)	補助者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業												0
E11 繊維工業					9		1	39			3	52
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業								1				1
E14 紙・紙加工品製造業												0
E15、G41 印刷・同関連業、出版業												0
E19 ゴム製品製造業												0
E20 皮革製品製造業									93			93
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業												0
E28 電子部品・デバイス製造業												0
E29 電気機械器具製造業				18			1					19
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業												0
E18、32 その他(雑貨)製造業		31			4			2	71		1	109
合計	0	31	0	18	13	0	2	42	164	0	4	274

(令和3年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況
令和3年度家内労働概況調査結果

危険有害業務の種類別署別危険有害業務に従事する家内労働者数(補助者を含む)

(令和3年10月1日現在)

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働者数(補助者を含む)											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	6	2										8
有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業	8								2			10
鉛又は鉛化合物を使用する作業												0
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業							2					2
動力により駆動される機械を使用する作業	13	5	2	73	23	28	61	182	39	11	24	461
木工機械を使用する作業												0
火薬類を使用する作業												0
上記 から までの作業を除く危険有害業務												0
合計	27	7	2	73	23	28	63	182	41	11	24	481

家内労働者等の労働者災害補償保険の特別加入状況

(令和3年7月31日現在)

作業区分	加入団体数	特別加入者数
イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の業務	2	8
ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの		
ハ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの		
ニ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの		
ホ 動力により駆動される合系機、撚糸機又は織機を使用して行う作業		
ヘ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの		
合計	2	8

家内労働法周知状況

家内労働法周知のため次の施策を行っている。

- 1 パンフレット「家内労働のしおり～家内労働法の概要について～」の配布
このパンフレットを 42 の自治体、9 の各種団体に配布している。
また、労働局、各労働基準監督署の窓口にも配布している。
- 2 労働基準監督署における臨検監督
臨検監督指導の際に家内労働の有無を確認し、委託業務を有する場合指導を行っている。
- 3 家内労働安全衛生指導員の活用
家内労働安全衛生指導員の指導の際に家内労働法の周知を図っている。
- 4 ホームページの活用
兵庫労働局のホームページに「家内労働について」の項目を作成し、家内労働に関する各種情報を掲載し、また委託状況届を始めとする各種様式をダウンロードできるようにしており、家内労働法の周知を図っている。
- 5 家内労働実態調査結果の活用
家内労働実態調査で把握した指導を要すると思われる委託者に対し、家内労働法の周知を図るためパンフレット等の送付を予定している。
- 6 その他
委託状況届を始めとする各種届出について、電子申請に対応し届出に要する便宜を図っている。
また、押印廃止に対応し、家内労働法に基づく各種届出用紙も委託者印を不要とし届け出の際の便宜を図っている。

令和3年度 家内労働安全衛生指導員巡回指導結果

家内労働安全衛生指導員 1名

巡回指導結果

対 象 業 種	巡 回 委 託 者 数
繊維工業	4 (75)
紙・紙加工品製造業	1 (39)
皮革製品製造業	2 (27)
電気機械器具製造業	1 (5)
その他の製造業	2 (29)
計	10 (175)

()内は、家内労働者である。

指導内容

委託状況届 (1)

家内労働手帳 (4)

参 考

家内労働安全衛生指導員の職務

指導員は、労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、家内労働者または委託者に対して、次の指導を行う。

- 1 集団指導その他の方式により行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な啓発指導
- 2 家内労働者の作業場または委託者を巡回して行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な具体的改善方策についての指導
- 3 その他家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な労働条件の改善についての指導及び実態の把握

家内労働法に係る監督指導状況

項目 年	監督実施 事業所数	違 反 事業所数	違反率 (%)	主 な 違 反 条 文					
				第 3 条 家内労働 手 帳	第 6 条 工賃の支払	第 14 条 最低工賃	第 17 条 安全衛生	第 26 条 届 出	第 27 条 帳 簿
令和元年度	9	6	66.7	4	0	0	0	5	1
令和2年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	7	5	71.4	2	0	0	0	5	2

(注) 1 表中の値は、定期監督(家内労働)を集計したもので、定期監督以外の監督及び家内労働以外の監督重点対象の数値は含んでいない。

2 同一事業所で複数の違反条文がある場合は、それぞれの違反件数に計上している。

第13次最低工賃新設・改正計画及び実施状況

年度	件名	発効年月日	実施状況
元年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	実態調査中止 (統計業務見直しのため)
元年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	実態調査中止 (統計業務見直しのため)
2年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	改正見送り(2年度)
2年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	改正見送り(2年度)
2年度	兵庫県釣針製造業最低工賃	H15.8.14	改正見送り(2年度)
3年度	兵庫県靴下製造業最低工賃	H13.6.14	
3年度	兵庫県電気機械器具製造業最低工賃	H18.3.10	

第13次最低工賃新設・改正計画

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、3年を周期とする最低工賃新設・改正計画に従い、見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

関係団体から、新設の要請がなされているもの

継続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの

他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

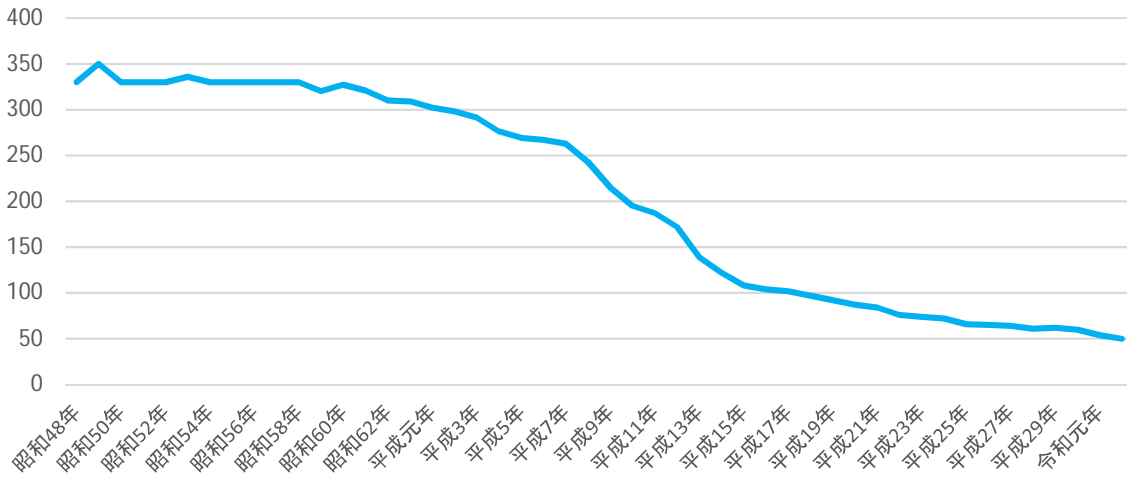
第13次の計画期間：令和元年度から令和3年度までの3年間

靴下の企業数・生産数量等

	企業数	生産数量 (千デカ)		生産金額 (百万円)		生産数量全国シェア (%)		企業数	生産数量 (千デカ)		生産金額 (百万円)		生産数量全国シェア (%)
		兵庫県	全国	兵庫県	兵庫県				兵庫県	全国	兵庫県	兵庫県	
昭和48(1973)年	330	16,685	115,000	25,027	14.5		平成9(1997)年	215	11,993	128,972	23,626	9.3	
昭和49(1974)年	350	14,850	111,402	21,520	13.3		平成10(1998)年	195	10,653	119,909	20,726	8.9	
昭和50(1975)年	330	15,388	113,503	27,698	13.6		平成11(1999)年	187	9,979	109,253	19,800	9.1	
昭和51(1976)年	330	14,922	124,820	32,000	12.0		平成12(2000)年	172	8,922	102,250	18,071	8.7	
昭和52(1977)年	330	14,208	132,336	31,000	10.7		平成13(2001)年	139	8,150	93,480	16,450	8.7	
昭和53(1978)年	336	15,565	143,252	32,000	10.9		平成14(2002)年	122	7,411	83,034	15,800	8.9	
昭和54(1979)年	330	16,811	159,852	32,000	10.5		平成15(2003)年	108	6,784	72,160	14,500	9.4	
昭和55(1980)年	330	18,511	167,306	35,000	11.1		平成16(2004)年	104	6,445	63,450	13,800	10.2	
昭和56(1981)年	330	19,476	165,250	38,440	11.8		平成17(2005)年	102	6,285	58,950	13,100	10.7	
昭和57(1982)年	330	19,896	194,236	37,500	10.2		平成18(2006)年	97	5,771	54,381	12,000	10.6	
昭和58(1983)年	330	18,504	193,039	37,500	9.6		平成19(2007)年	92	5,393	50,117	10,800	10.8	
昭和59(1984)年	320	20,160	194,855	40,150	10.3		平成20(2008)年	87	4,974	46,772	10,200	10.6	
昭和60(1985)年	327	21,105	189,552	48,500	11.1		平成21(2009)年	84	4,203	40,053	9,860	10.5	
昭和61(1986)年	321	19,206	180,728	38,700	10.6		平成22(2010)年	76	4,169	37,765	8,800	11.0	
昭和62(1987)年	310	20,570	196,440	39,821	10.5		平成23(2011)年	74	4,169	36,054	8,270	11.6	
昭和63(1988)年	309	18,372	200,631	36,685	9.2		平成24(2012)年	72	3,727	33,776	8,110	11.0	
平成元(1989)年	302	18,537	204,800	37,574	9.1		平成25(2013)年	66	3,722	30,775	7,750	12.1	
平成2(1990)年	298	18,737	204,057	39,898	9.2		平成26(2014)年	65	3,705	32,000	7,440	11.6	
平成3(1991)年	291	18,663	198,289	36,855	9.4		平成27(2015)年	64	3,666	30,960	7,305	11.8	
平成4(1992)年	276	17,178	194,448	36,855	8.8		平成28(2016)年	61	3,575	28,552	7,390	12.5	
平成5(1993)年	269	15,564	188,027	32,053	8.3		平成29(2017)年	62	3,504	27,788	7,358	12.6	
平成6(1994)年	267	15,533	171,046	31,756	9.1		平成30(2018)年	60	3,504	26,925	7,225	13.0	
平成7(1995)年	263	13,714	151,549	27,343	9.0		令和元(2019)年	54	3,335	24,461	6,659	13.6	
平成8(1996)年	243	12,390	145,776	24,441	8.5		令和2(2020)年	50	2,600	19,719	4,986	13.2	

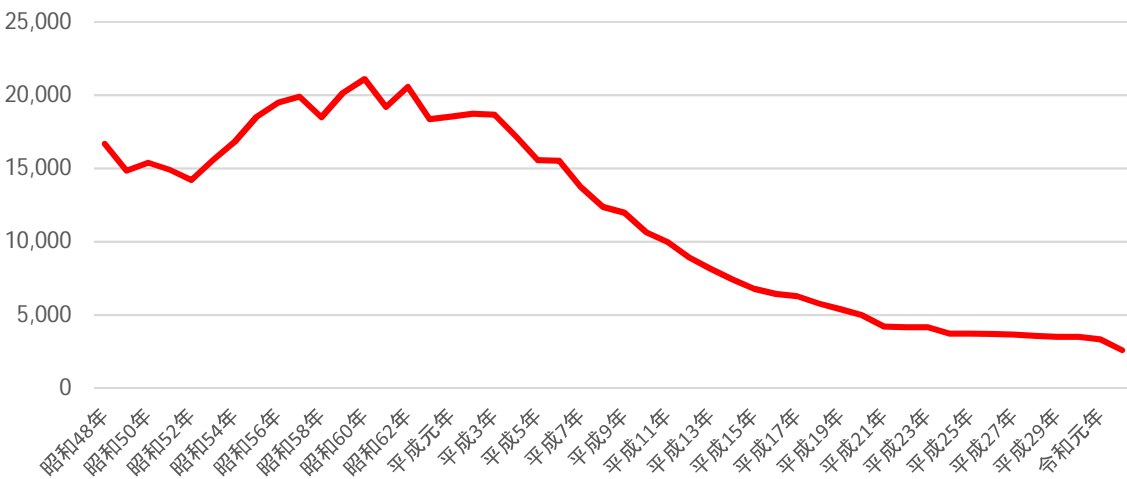
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県靴下工業組合、日本靴下協会に確認し作成

企業数 (兵庫県)



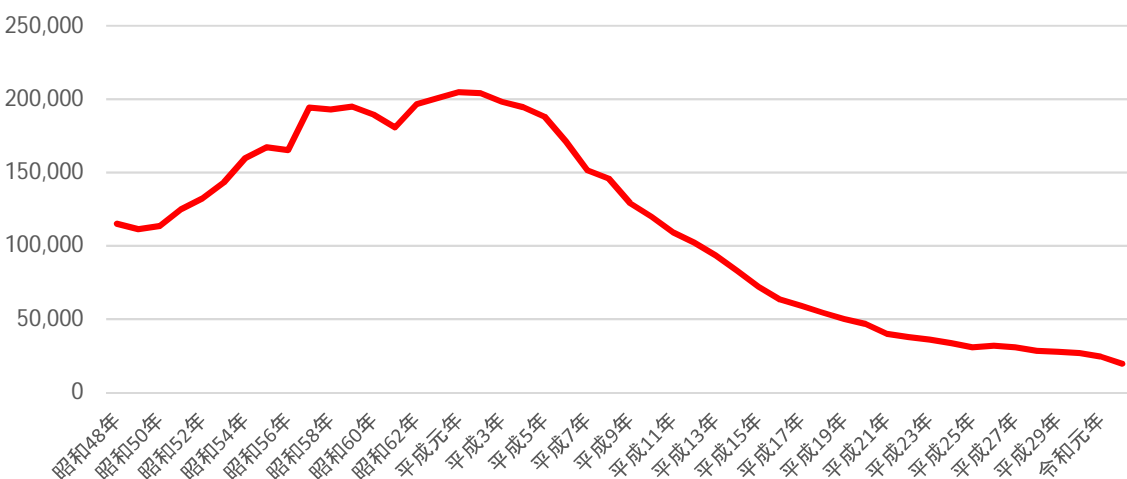
(千デカ)

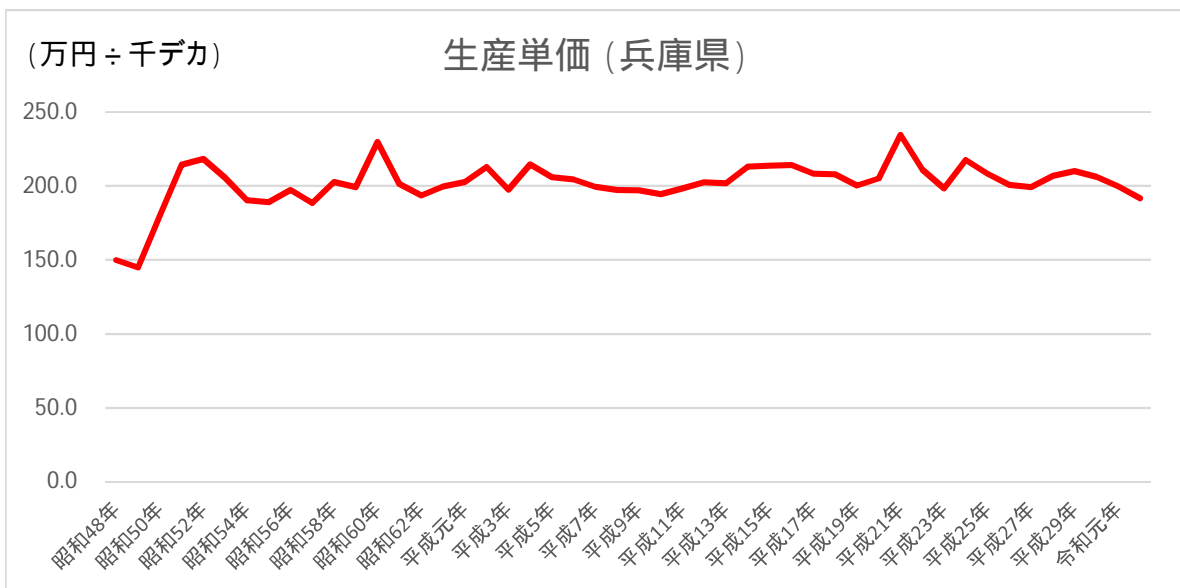
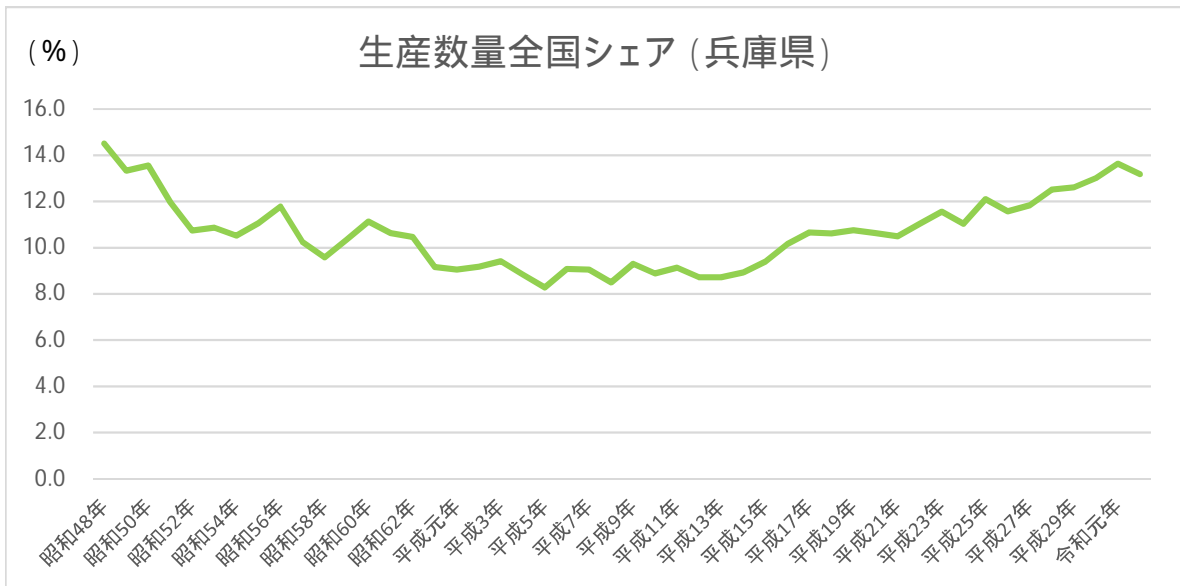
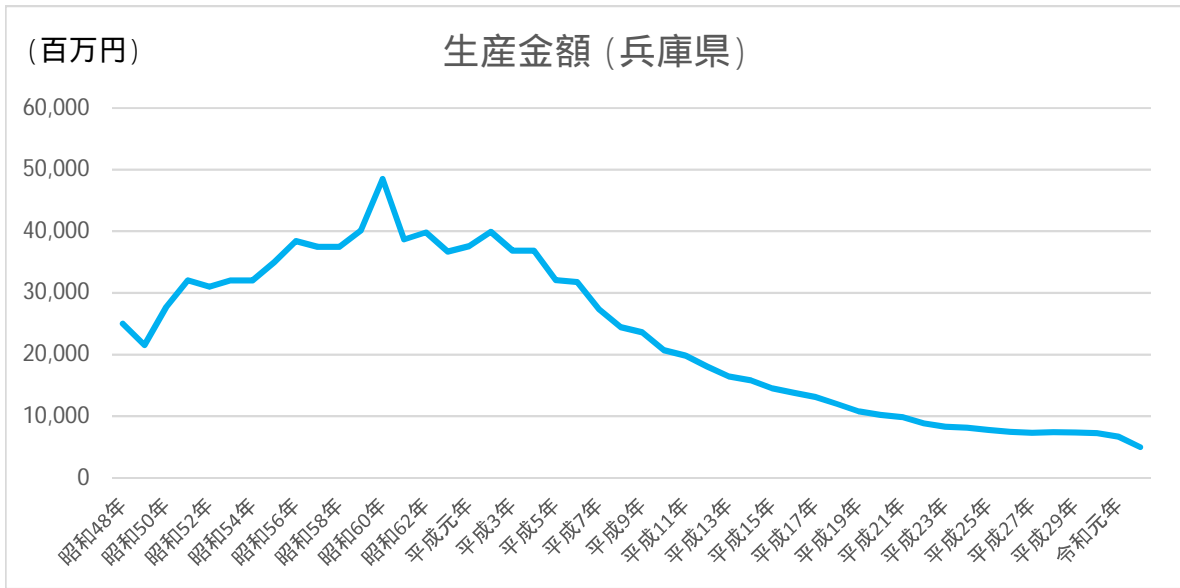
生産数量 (兵庫県)



(千デカ)

生産数量 (全国)





兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

新設（官報公示：昭和 47 年 3 月 8 日、効力発生日：昭和 47 年 4 月 7 日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、靴下 1 デカ（10 足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かがり	リンクグミシン	31 円
	先ぬいミシン	15 円
包 装		16 円
抜 き		12 円

第 1 回改正（官報公示：昭和 49 年 10 月 17 日、効力発生日：昭和 49 年 11 月 16 日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、靴下 1 デカ（10 足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシン によるかがり	針目数 121 本以上	75 円
	針目数 120 本以下	55 円
先ぬいミシンによ るかがり		20 円
包 装		22 円
抜 き		18 円

第 2 回改正（官報公示：昭和 52 年 2 月 25 日、効力発生日：昭和 52 年 3 月 27 日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、靴下 1 デカ（10 足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシン によるかがり	針目数 121 本以上	90 円
	針目数 120 本以下	66 円
先ぬいミシンによ るかがり		25 円
包 装 （足合わせ及びソ クパス付け、転写、 口券付け、シール はり、袋入れ又は 箱詰めの 6 作業の うち 3 以上の作業 を合せて行うもの に限る。）		27 円
抜き返し		23 円

兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

第3回改正（官報公示：昭和56年2月14日、効力発生日：昭和56年3月16日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、くつ下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグマシンによるかがり	針目数が121以上のもの	112円
	針目数が120以下のもの	88円
先縫いマシンによるかがり		33円
包 装 （足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め の6作業のうち3以上の作業を合 せて行うものに限 る。）		37円
抜き返し		33円

第4回改正（官報公示：昭和60年7月12日、効力発生日：昭和60年8月11日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につ
き、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグマシンによるかがり	針目数が220以上	215円
	針目数が101以上219以下のもの	115円
	針目数が100以下のもの	92円
オーバーマシンによるかがり		33円
ロッソーマシンによるかがり		38円
包 装 （足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め の6作業のうち3以上の作業を合 せて行うものに限 る。）		37円
抜き返し		34円

兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

第5回 改正（官報公示：昭和62年7月21日、効力発生日：昭和62年8月20日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグマシンによるかがり	針目数が241以上	220円
	針目数が201以上240以下のもの	130円
	針目数が121以上200以下のもの	115円
	針目数が120以下のもの	95円
オーバーマシンによるかがり		33円
ロッソーマシンによるかがり		38円
包装（足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めのうち3以上の作業を合せて行うものに限る。）		38円
抜き返し		34円

第6回 改正（官報公示：平成3年3月13日、効力発生日：平成3年4月12日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグマシンによるかがり	針目数が241以上	235円
	針目数が201以上240以下のもの	145円
	針目数が121以上200以下のもの	125円
	針目数が120以下のもの	110円
ロッソーマシンによるかがり		39円
オーバーマシンによるかがり		36円
包装（足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めのうち3以上の作業を合せて行うものに限る。）		40円
抜き返し		37円
返 し		10円

兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

第7回 改正（官報公示：平成6年4月15日、効力発生日：平成6年5月15日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンキングマシンによるかがり	針目数が241以上	250円
	針目数が201以上240以下のもの	152円
	針目数が121以上200以下のもの	132円
	針目数が120以下のもの	115円
ロッソーマシンによるかがり		39円
オーバーマシンによるかがり		36円
包装（足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め6作業のうち3以上の作業を合せて行うものに限る。）		40円
抜き返し		37円
返 し		10円

第8回 改正（官報公示：平成13年5月15日、効力発生日：平成13年6月14日）

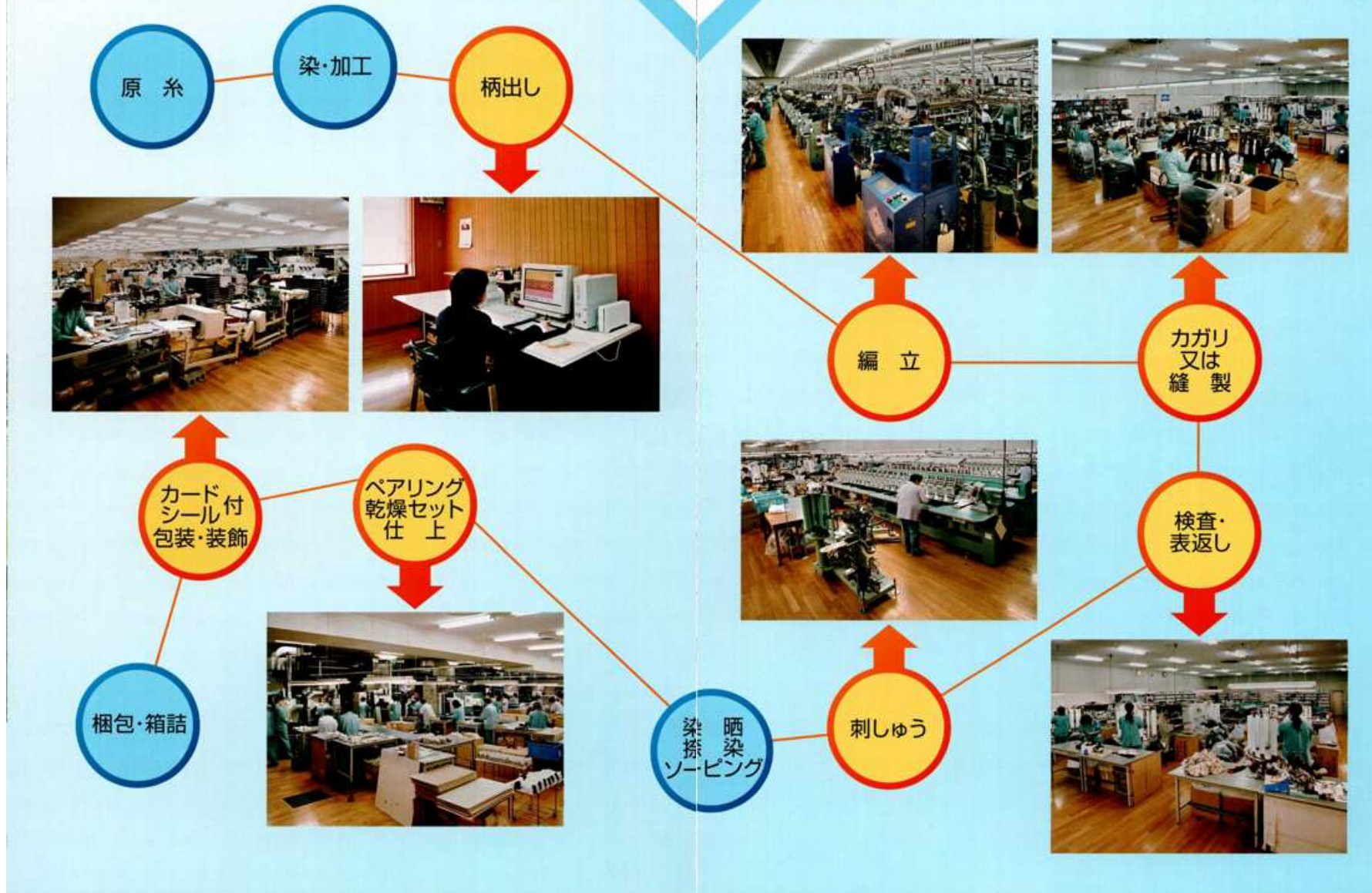
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンキングマシンによるかがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーマシンによるかがり		41円
オーバーマシンによるかがり		36円
包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め6作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）		40円
抜き返し		37円
返 し		10円

靴下の製造工程について

株式会社兵庫センイ ソックス

ソックス製造工程



編み機について

ダブルシリンダーの編み機



シングルシリンダーの編み機



自動かがり機が付属しない
編み機



左、中央の編み機は、編み機の左側に、筒状の自動かがり機が付属している。
右の編み機は、自動かがり機が付属していない。

編み上げ後の靴下



先かがりの状態

- ロッソーミシンによるもの



- リンキングミシンによるもの
(自動化)



- リンキングミシンによるもの
(人の手によるもの)



仕上げについて（蒸気セット）

足型にセットされ、成型される前



成型後（左）、成型前（右）



口券付け、カード付け



足合わせ、ソクパス付け



かがり用のミシンについて

田中繊維株式会社

リンクングマシン



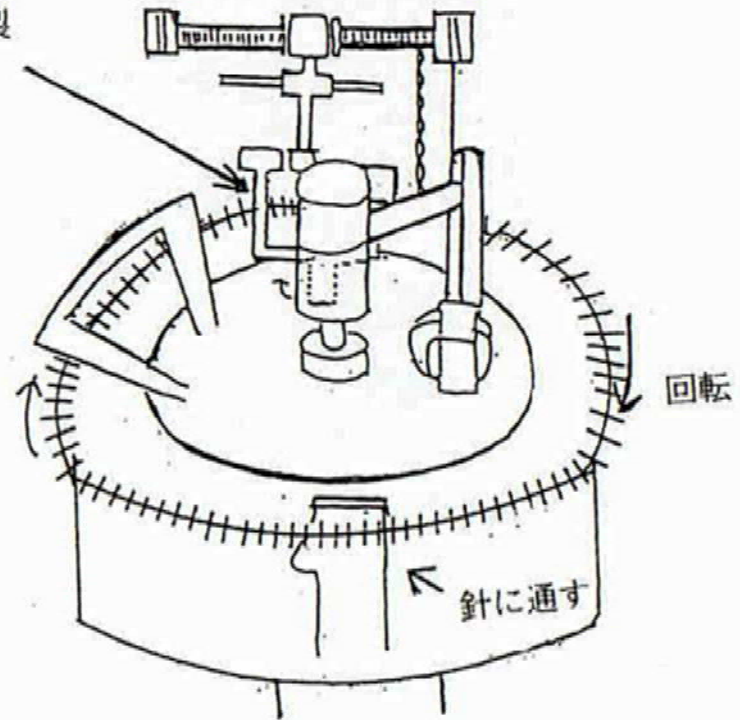
ロッソーミシン



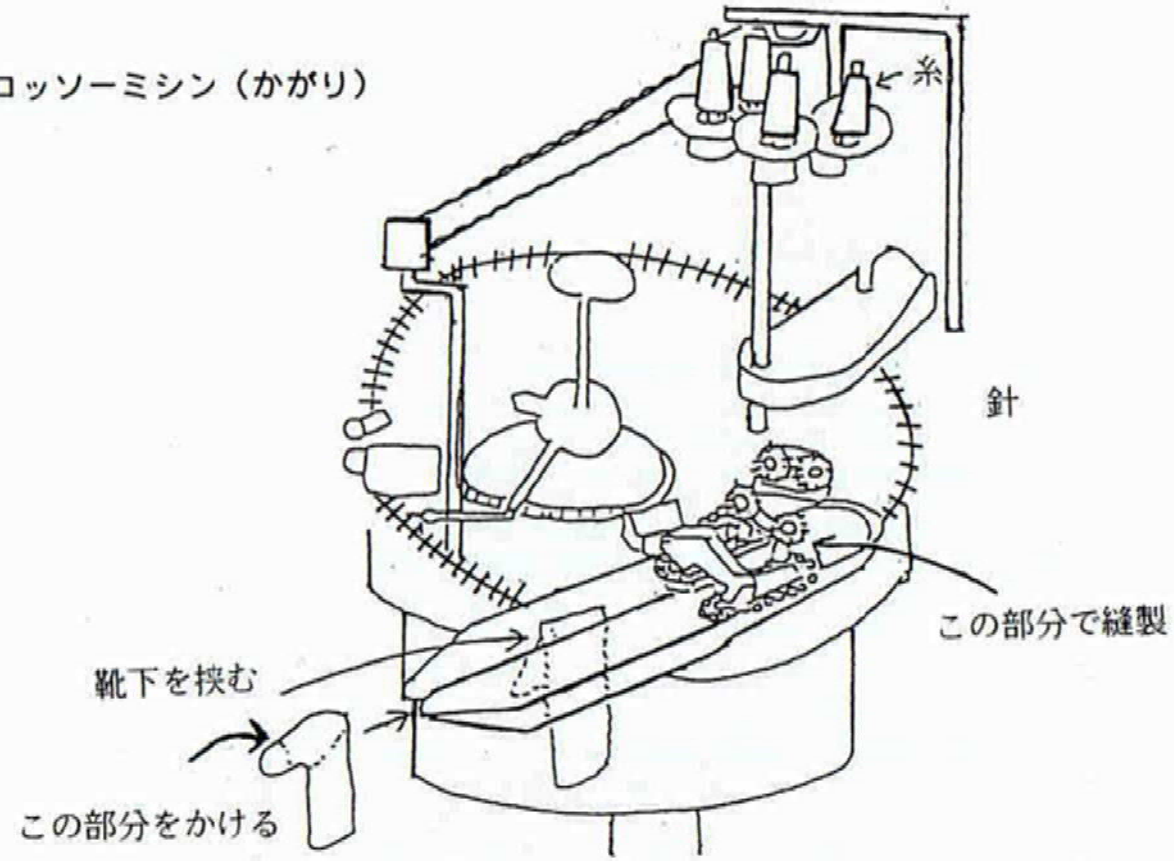
用語説明及び図について

◎ リンキングマシン（かがり）

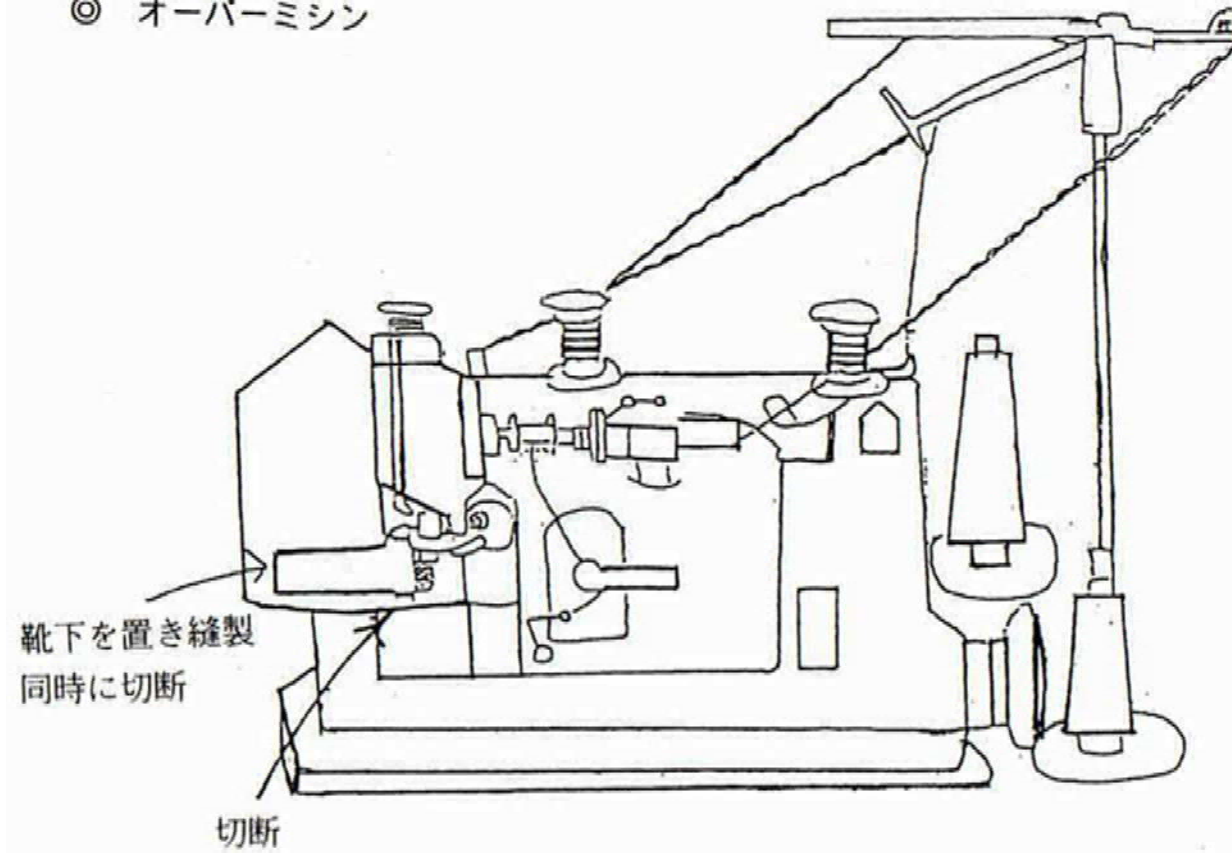
この部分で縫製



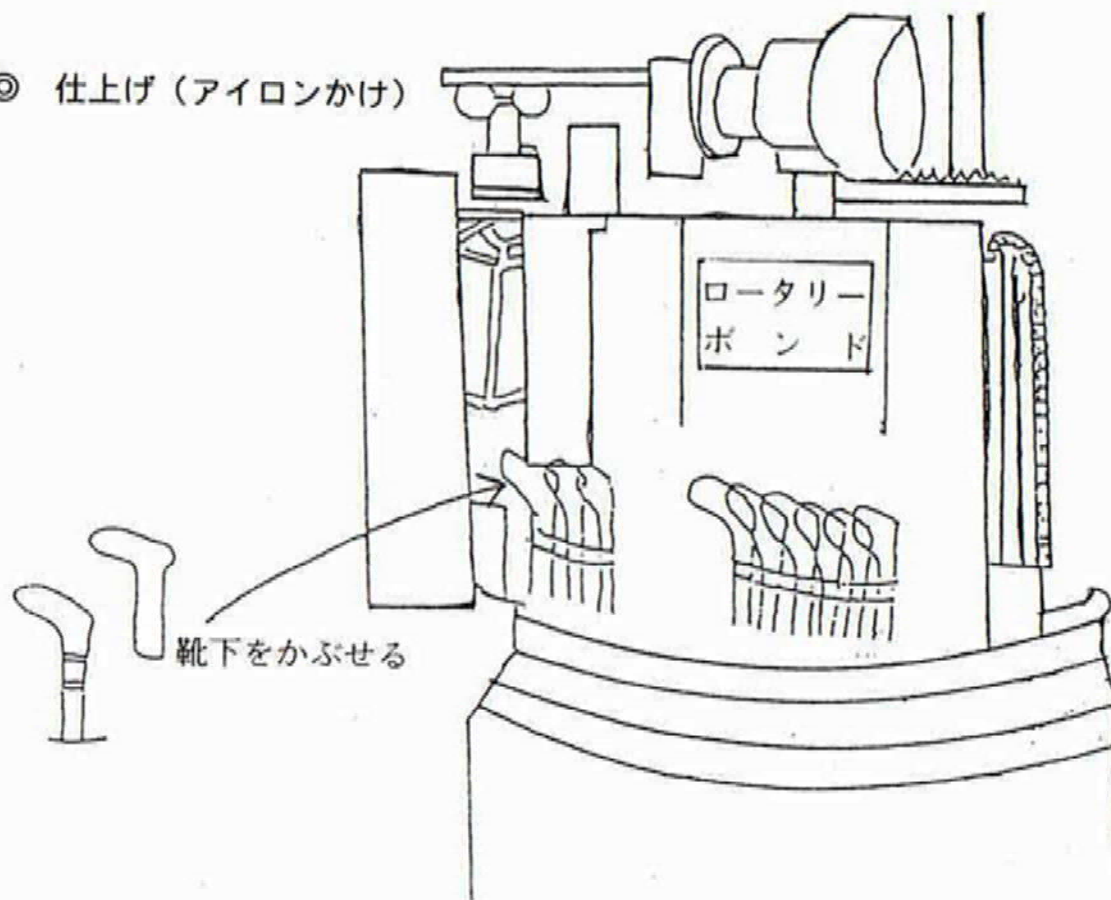
◎ ロッソーマシン (かがり)



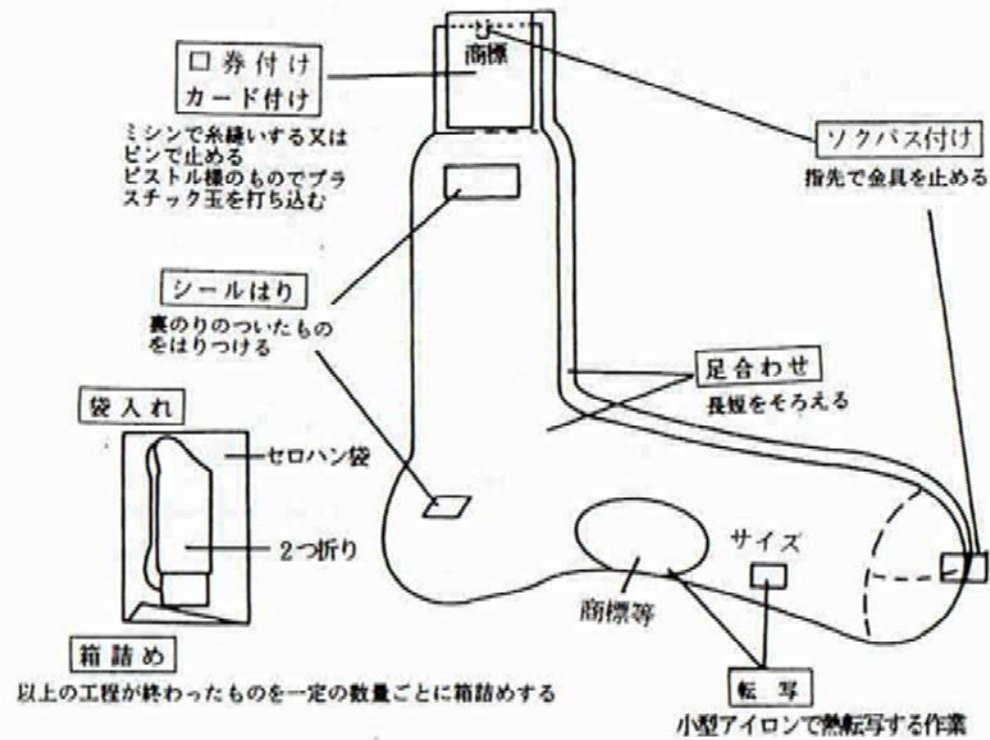
◎ オーバーマシン



◎ 仕上げ（アイロンかけ）



包装業務図解（短尺 紳士用靴下）



・編立

編立業者は原糸手当を行い、靴下の図柄に応じて糸の染色加工を染色業者に依頼する。靴下の柄物はすべて糸染で、無地物はほとんどが後染である。

染められた糸は各色毎に巻替え（糸繰）したうえ、図柄に応じて調整された編立機にかけられ、つま先部分があいた筒状の生地に編立てる。

・抜き・返し

次に連続して編み上がったものを一枚ごとに分離する作業として「抜き」工程があり、業者の一部は「抜き」工程を家内労働者に依存している。「抜き」作業の中には、傷見と編み上がったものを裏返す作業「返し」が同時に行われることが多い。なお、機械の改良により、連続せず一枚ごとに編み上がる編立機が普及しているが、この場合は「抜き」工程はなく、「返し」工程のみである。

・先かがり

次の工程の先かがりでは、つま先部分をかがる作業で、リンキングミシン及びロッソーミシン・オーバーミシンの三通りがある。前者は、同じ速度で回転する円盤の周囲に、かがり針があり、かがる部分の両端の目をさし、回転につれて縫いあげるもの、後者はかがりに替え、かがる部分をミシン縫製する機械である。

・検査・包装

検査は最終的傷見で、外注に出す場合は包装工程と同時に発注される場合が多い。

包装には、足合わせ、ソクパス付け（足合わせしたものを金具で止める）、転写（マーク、サイズを書き入れる）、カード付け（口券付け）、袋入れ、箱入れがある。最低工賃の対象となるのは、これらのうち3以上の作業を併せて行うものに限られる。

令和 3 年 度

兵 庫 県 靴 下 製 造 業
家 内 労 働 実 態 調 査 報 告 書

兵 庫 労 働 局

調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 調査目的
- 2 調査の種類
- 3 調査の対象
- 4 調査対象月
- 5 調査の方法
- 6 調査対象の選定

調査結果

- 1 委託者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 表 1 - 1 調査対象事業所における委託の有無
 - 表 1 - 2 委託ありのうち、最低工賃設定業務の有無
 - 表 2 規模（家内労働者数）別委託者数
 - 表 3 規模（労働者数）別委託者数
- 2 家内労働者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 表 4 類型別家内労働者数
 - 表 5 年齢階級別・経験年数階級別家内労働者数
- 3 1か月当たり工賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 表 6 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数（委託者調査）
 - 表 7 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数（家内労働者調査）
- 4 業務及び規格別工賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 表 8 1デカ当たり工賃額、所要時間の状況（委託者調査）
 - 表 9 1デカ当たり工賃額、所要時間の状況（家内労働者調査）
 - 表 10 1デカ当たり工賃額（平均）の経年比較（委託者調査）
 - 表 11 1デカ当たり工賃額（平均）の経年比較（家内労働者調査）
 - 表 12 1デカ当たり工賃の最低額（委託者調査）
 - 表 13 1デカ当たり工賃額階級別委託者数
- 5 標準作業能率に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 表 14 1時間当たり作業量別家内労働者数
- 6 必要経費に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 表 15 機械（マシン）の使用状況
 - 表 16 1か月当たり必要経費額
- 7 賃金額との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 表 17 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者の賃金額（平均）
 - 表 18 1時間当たり工賃額の最低賃金に対する割合

8	最低工賃設定業務別委託量、委託者数、従事家内労働者数	13
	表 1 9 業務別 1 か月当たり委託量	
9	その他	14
	表 2 0 1 か月当たり就業日数階級別家内労働者（補助者）数	
	表 2 1 1 日当たり就業時間数階級別家内労働者（補助者）数	
	表 2 2 取扱い製品別家内労働者数	
	表 2 3 今後の仕事量について	
	表 2 4 家内労働の現状に関する意見（委託者調査）	
	表 2 5 最低工賃の認識の有無	
	表 2 6 最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合	
	表 2 7 最低工賃に対する意見（家内労働者調査）	
	表 2 8 家内労働の現状に関する意見	

《参考》

兵庫県靴下製造業家内労働実態調査票（委託者用・家内労働者用）

調査の概要

1 調査の目的

兵庫県における靴下製造業の家内労働の実態を把握すること

2 調査の種類

委託者調査、家内労働者調査

3 調査の対象

兵庫県内の靴下製造業に係る委託者及び家内労働者

4 調査対象月

令和3年6月分

5 調査の方法

通信調査

6 調査対象の選定

・委託者調査

靴下の製造を事業内容とし、家内労働業務を委託していると推定される事業所、全数
16社

・家内労働者調査

委託者調査により把握した家内労働者から抽出
63人

委託者数の呼称について、家内労働者数との混同を避けるため便宜的に"社"と表記する。
以下同じ。

(1) 調査件数、委託者数、家内労働者数等の推移

調査の対象		平成16年 6月	平成21年 9月	平成24年 10月	平成27年 6月	平成30年 6月	令和3年 6月
調査 対象 件数	委託者	227 (全数)	74 (全数)	30 (全数)	20 (全数)	18 (全数)	16 (全数)
	家内労働者	129 (全数)		38 (抽出)	68 (抽出)	64 (抽出)	63 (抽出)
調査 票 提出 件数	委託者	委託あり	25	16	16	14	15
		委託なし	68	34	1	1	0
		合計	118	60	17	17	15
	家内労働者	61		11	41	23	23
委託者数(推計)		約56	約30	約25	約20	約17	約16
家内労働者数(推計)		約500	約490	約350	約350	約340	約210

(2) 最低工賃設定業務別の委託者数・家内労働者数の推移

業務		平成	平成	平成	平成	平成	令和
		16年	21年	24年	27年	30年	3年
リンキングミ シンによる かがり 針目数201 以上のもの	委託者数	2	2	2	2	2	2
	家内労働 者数	3	5	35	40	36	28
リンキングミ シンによる かがり 針目数200 以下のもの	委託者数	4	1	2	3	3	3
	家内労働 者数	43	27	40	28	25	15
ロッソーミ シンによるか がり	委託者数	20	10	5	6	7	7
	家内労働 者数	53	57	13	12	33	15
オーバーミ シンによる かがり	委託者数	4	5	3	3	2	3
	家内労働 者数	5	6	7	9	5	3
包装	委託者数	11	8	5	5	6	5
	家内労働 者数	143	54	29	28	81	27
抜き返し	委託者数	14	4	3	6	4	3
	家内労働 者数	50	8	16	59	39	22
返し	委託者数	26	16	6	8	8	6
	家内労働 者数	78	58	31	33	46	27
設定業務あ り(延べ数)	委託者数	81	46	26	33	32	29
	家内労働 者数	375	215	171	209	265	137
設定業務あ り(実質)	委託者数		22	13	14	11	11

(数値は各年の実態調査結果による)

調査結果

1 委託者に関する事項

表1-1 調査対象事業所における委託の有無 (委託者調査 回答者数15社)

	委託あり	委託なし	合計
事業所数	15	0	15

表1-2 委託ありのうち、最低工賃設定業務の有無

	最低工賃設定 業務あり	最低工賃設定 業務なし	合計
事業所数	11	4	15

表2 規模(家内労働者数)別委託者数 (委託者調査 回答者数15社)

	家内労働者数					合計
	1人~4人	5人~9人	10人~29人	30人~49人	50人~	
委託者数	4	4	5	2	0	15
家内労働者数						205

(平均 13.7人)

表3 規模(労働者数)別委託者数 (委託者調査 回答者数15社)

	規模(雇用労働者数)					合計
	0人~4人	5人~29人	30人~99人	100人~299人	300人~	
委託者数	2	5	7	1	0	15

(平均 43.6人)

2 家内労働者に関する事項

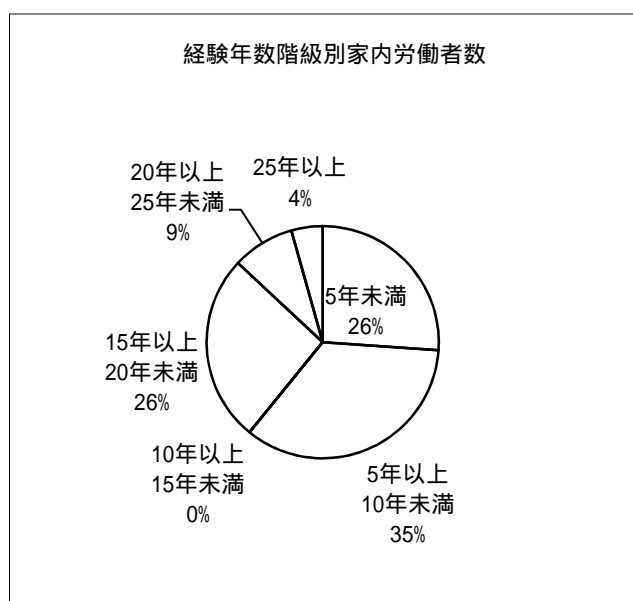
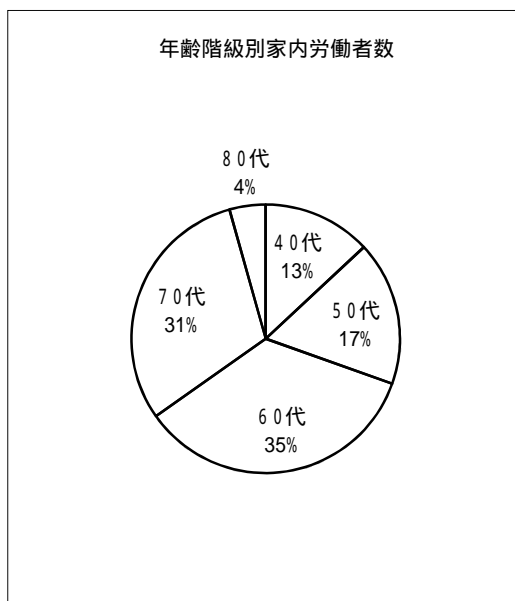
表4 類型別家内労働者数 (家内労働者調査 回答者数23人)

	家内労働者(人)				補助者(人)
	専業	内職	副業	小計	
男	0	2	0	2	0
女	0	21	0	23	0
計	0	23	0	23	0

表5 年齢階級別・経験年数階級別家内労働者数 (家内労働者調査 回答者数23人)

年齢	経験年数		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	計
	男	女							
10代	男								0
	女								0
20代	男								0
	女								0
30代	男								0
	女								0
40代	男								0
	女		2	1					3
50代	男								0
	女			1		1	2		4
60代	男		1	1					2
	女		1	4		1			6
70代	男								0
	女		2	1		3		1	7
80代	男								0
	女					1			1
小計	男		1	1	0	0	0	0	2
	女		5	7	0	6	2	1	21
合計			6	8	0	6	2	1	23

平均年齢 64.3歳、平均経験年数 10年9月



3 1か月当たり工賃額

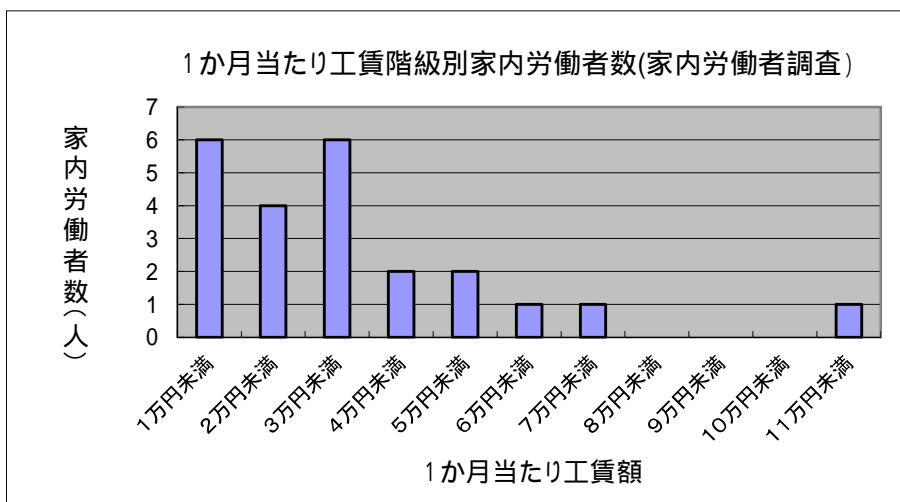
表6 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数 (委託者調査 回答者数15社)

1か月当たり工賃額(円)	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満
家内労働者数(人)	50	55	42	18	7
1か月当たり工賃額(円)	5万円以上 7万円未満	7万円以上 9万円未満	9万円以上 12万円未満	12万円以上 15万円未満	15万円以上
家内労働者数(人)	13	4	9	5	2
家内労働者数合計(人)	205				
平均工賃額 29,951円					

表7 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数 (家内労働者調査 回答者数23人)

1か月当たり工賃額		1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満
家内労働者数 (人)	男	2	0	0	0	0
	女	4	4	6	2	2
	計	6	4	6	2	2
1か月当たり工賃額		5万円以上 6万円未満	6万円以上 7万円未満	7万円以上 8万円未満	8万円以上 9万円未満	9万円以上 10万円未満
家内労働者数 (人)	男	0	0	0	0	0
	女	1	1	0	0	0
	計	1	1	0	0	0
1か月当たり工賃額		10万円以上 11万円未満	11万円以上 12万円未満	12万円以上 13万円未満	13万円以上	合計
家内労働者数 (人)	男	0	0	0	0	2
	女	1	0	0	0	21
	計	1	0	0	0	23

平均工賃額 25,770円



4 業務及び規格別工賃額

表8 1デカ当たり工賃額、所要時間の状況

(委託者調査 該当数 11社)

業務	規格	現行最低工賃額(円)	1デカ当たり工賃額(円)			1時間当たり標準作業量(デカ)	1時間当たり工賃額(円) ×	1日当たり工賃額(円) ×8時間	1か月当たり工賃額(円) ×25日	調査対象者数	
			最低額	最高額	平均額					委託者数(社)	家内労働者数(人)
リンクゲミシンによるかがり	針目数201以上のもの	152	165	230	204.86	2.86	585.28	4,682.21	117,055	2	28
	針目数200以下のもの	135	136	200	164.40	1.90	312.36	2,498.88	62,472	3	15
ロッソーマシンによるかがり		41	36	100	56.60	11.00	622.60	4,980.80	124,520	7	15
オーバーマシンによるかがり		36	46	120	85.33	11.50	981.33	7,850.64	196,266	3	3
包装		40	40	170	66.63	8.21	547.29	4,378.32	109,458	5	27
抜き返し		37	37	160	77.00	5.80	446.60	3,572.80	89,320	3	22
返し		10	10	31	14.33	26.25	376.24	3,009.93	75,248	6	27

表9 1デカ当たり工賃額、所要時間の状況

(家内労働者調査 回答数 13人 5社)

業務	規格	現行最低工賃額(円)	1デカ当たり工賃額(円)			1時間当たり標準作業量(デカ)	1時間当たり工賃額(円) ×	1日当たり工賃額(円) ×8時間	1か月当たり工賃額(円) ×25日	調査対象者数	
			最低額	最高額	平均額					委託者数(社)	家内労働者数(人)
リンクゲミシンによるかがり	針目数201以上のもの	152	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	針目数200以下のもの	135	145	160	150.00	4.00	600.00	4,800.00	120,000	1	1
ロッソーマシンによるかがり		41	45	45	45.00	8.00	360.00	2,880.00	72,000	2	2
オーバーマシンによるかがり		36	-	-	-	-	-	-	-	0	0
包装		40	40	125	58.00	6.00	348.00	2,784.00	69,600	3	6
抜き返し		37	-	-	-	-	-	-	-	0	0
返し		10	10	20	14.88	20.25	301.22	2,409.75	60,244	2	4

表10 1デカ当たり工賃額(平均)の経年比較

(委託者調査)

業務	規格	現行最低 工賃額 (円) (3)	平均工賃額(円)				対前回比 (2)/(1)	対最低工 賃比 (2)/(3)
			平成24年 調査	平成27年 調査	平成30年 調査(1)	令和3年 調査(2)		
リンクゲミ シンによる かがり	針目数201以上のもの	152	190.0	195.10	201.50	204.86	1.02	1.35
	針目数200以下のもの	135	158.6	160.21	151.80	164.40	1.08	1.22
ロッソーミシンによるかがり		41	43.5	50.10	48.30	56.60	1.17	1.38
オーバーミシンによるかがり		36	72.9	80.00	46.00	85.33	1.86	2.37
包装		40	47.6	52.88	52.49	66.63	1.27	1.67
抜き返し		37	40.8	39.77	40.64	77.00	1.89	2.08
返し		10	13.1	14.90	17.02	14.33	0.84	1.43

表11 1デカ当たり工賃額(平均)の経年比較

(家内労働者調査)

業務	規格	現行最低 工賃額 (円) (3)	平均工賃額(円)				対前回比 (2)/(1)	対最低工 賃比 (2)/(3)
			平成24年 調査	平成27年 調査	平成30年 調査(1)	令和3年 調査(2)		
リンクゲミ シンによる かがり	針目数201以上のもの	152	-	-	205		-	-
	針目数200以下のもの	135	180.00	165.00	186.25	150.00	0.81	1.11
ロッソーミシンによるかがり		41	45.00	45.67	44.00	45.00	1.02	1.10
オーバーミシンによるかがり		36	-	45.00	-	-	-	-
包装		40	50.50	48.93	53.40	58.00	1.09	1.45
抜き返し		37	45.00	33.88	40.00			
返し		10	16.25	13.67	17.25	14.88	0.86	1.49

表12 1デカ当たりの工賃の最低額

(委託者調査)

業務及び規格	工賃の最低額	152円	165円	170円	合計
リンクグミシンによるかがり 針目数201以上のもの	委託者数		1	1	2
	家内労働数		4	24	28

業務及び規格	工賃の最低額	135円	136円	140円	160円	合計
リンクグミシンによるかがり 針目数200以下のもの	委託者数		1	1	1	3
	家内労働数		2	11	2	15

業務及び規格	工賃の最低額	36円	41円	45円	60円	65円	70円	合計
ロッソーミシンによるかがり	委託者数	1	1	2	1	1	1	7
	家内労働数	1	5	4	2	2	1	15

業務及び規格	工賃の最低額	36円	46円	80円	120円	合計
オーバーミシンによるかがり	委託者数		1	1	1	3
	家内労働数		1	1	1	3

業務及び規格	工賃の最低額	40円	50円	60円	70円	100円	合計
包装	委託者数	1	1	1	1	1	5
	家内労働数	6	3	5	10	3	27

業務及び規格	工賃の最低額	37円	58円	合計
抜き返し	委託者数	2	1	3
	家内労働数	10	12	22

業務及び規格	工賃の最低額	10円	12円	15円	16円	22円	合計
返し	委託者数	1	1	2	1	1	6
	家内労働数	10	6	8	1	2	27

家内労働者数は当該委託者において当該業務に従事している家内労働者の人数である。
太字は最低工賃額を表す。

表13 1デカ当たり平均工賃額階級別委託者数

(委託者調査)

業務及び規格		工賃階級						
		10円以上 20円未満	20円以上 30円未満	30円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満
リンクゲミシン によるかがり	針目数 201以上のもの							
	針目数 200以下のもの							
ロッソーミシンによるかがり				1	3			1
オーバーミシンによるかがり					1			
包装					1	1	1	1
抜き返し				2				
返し		5	1					

業務及び規格		工賃階級						
		80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	100円以上 110円未満	110円以上 120円未満	120円以上 130円未満	130円以上 140円未満	140円以上 150円未満
リンクゲミシン によるかがり	針目数 201以上のもの							
	針目数 200以下のもの						1	
ロッソーミシンによるかがり		2						
オーバーミシンによるかがり			1			1		
包装						1		
抜き返し				1				
返し								

業務及び規格		工賃階級						平均工賃額 (円)
		150円以上 160円未満	160円以上 170円未満	170円以上 180円未満	180円以上 190円未満	190円以上 200円未満	200円以上 210円未満	
リンクゲミシン によるかがり	針目数 201以上のもの					1	1	204.86
	針目数 200以下のもの		1	1				164.40
ロッソーミシンによるかがり								56.60
オーバーミシンによるかがり								85.33
包装								66.63
抜き返し								77.00
返し								14.33

5 標準作業能率に関する事項

表14 1時間当たり作業量別家内労働者数

(家内労働者調査)

1時間当たりの作業量 (デカ)		0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30以上	家内労働者 数合計(人)	作業能率 (平均) (デカ/時間)
		業務及び規格								
リンクゲミ シ ン に よ る か が り	針目数201 以上のもの								0	-
	針目数200 以下のもの	1							1	4.00
ロッソーミシ ン に よ る か が り			1						1	8.00
オーバ ー ミ シ ン に よ る か が り									0	-
包装		2	1	2					5	6.00
抜き返し									0	-
返し					2	2			4	20.25

業務及び規格ごとの「家内労働者数」は、「1時間当たり作業量」について回答無しも含む。

6 必要経費に関する事項

表15 機械(マシン)の使用状況

(家内労働者調査)

業 務		リンクグマシン によるかがり	ロッソーマシン によるかがり	オーバーマシン によるかがり	包装	抜き返し	返し
従事家内労働者数(人)		1	3	1	0	0	0
マシンの 使用台数	自己所有(台)	0	2	0			
	借用(台)	1	2	1			
借料(円)		0	0	0			

表16 1か月当たり必要経費額

(家内労働者調査)

	電気代	油代	諸工具	機械等の借料	その他
(1)合計金額(円)	3,100	0	0	0	0
(2)回答家内労働者数(人)	3	0	0	0	0
平均(円) (1) / (2)	1,033.3	0.0	0.0	0.0	0.0

7 賃金額との比較

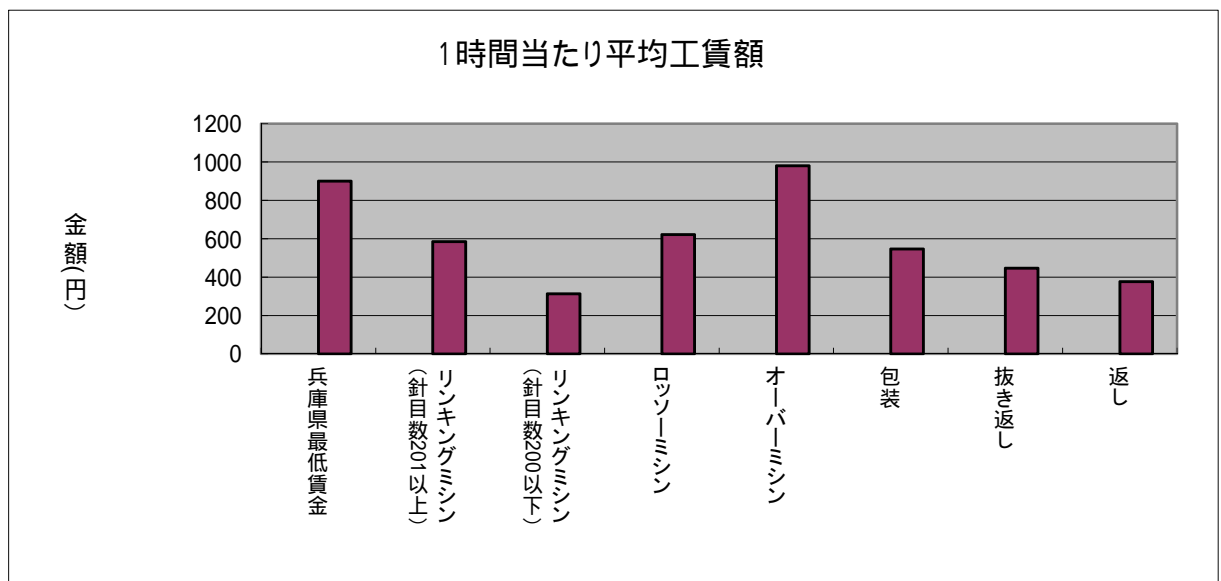
表17 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者の賃金額(平均) (委託者調査)

業 務	平均時間額(円)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)	委託者数(社)
リンクグミシンによるかがり	900	56	2	1
ロッソーミシンによるかがり	900	53.5	9.7	3
オーバーミシンによるかがり	900	45	5	1
包装	903	55	7.7	5
抜き返し	900	64	11	1
返し	900	40	4.7	3

各委託者における最も賃金の低い雇用労働者の賃金、年齢、経験年数を平均した数値

表18 1時間当たり工賃額の最低賃金に対する割合 (委託者調査)

		1時間当たり金額(円)	県最賃に対する割合
最低賃金	兵庫県最低賃金	900	-
平均工賃額	リンクグミシンによるかがり (針目数201以上のもの)	585.28	0.65
	リンクグミシンによるかがり (針目数200以下のもの)	312.36	0.35
	ロッソーミシンによるかがり	622.60	0.69
	オーバーミシンによるかがり	981.33	1.09
	包装	547.29	0.61
	抜き返し	446.60	0.50
	返し	376.24	0.42

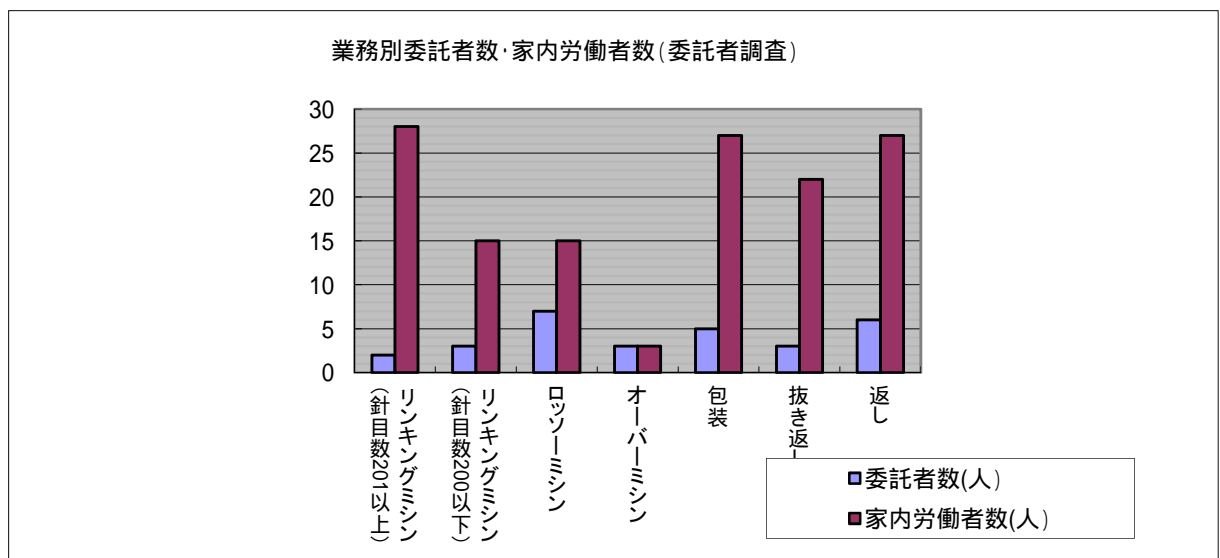
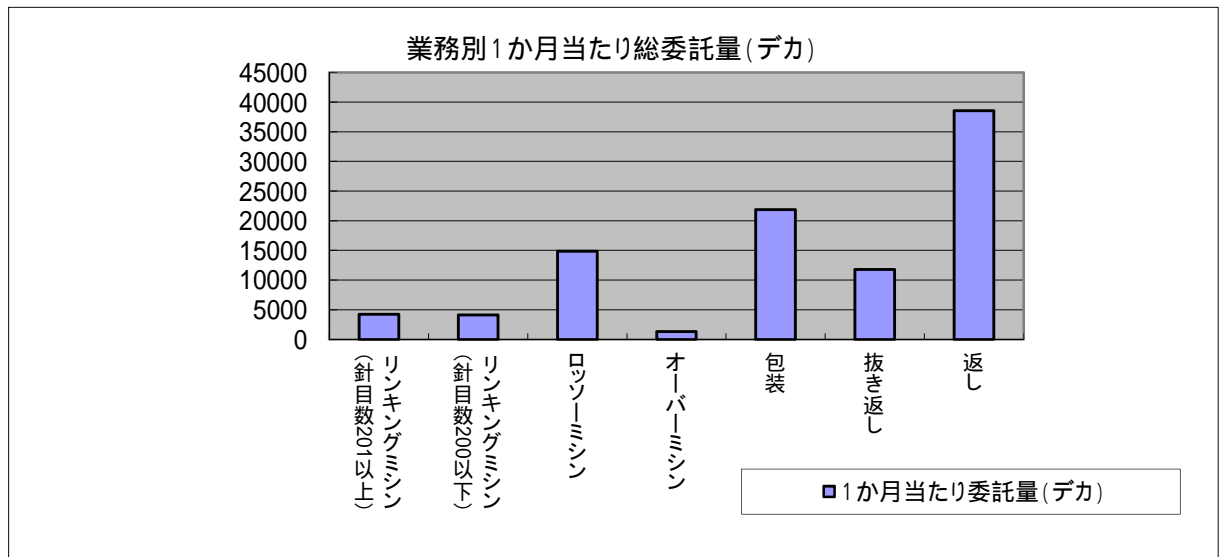


8 最低工賃設定業務別委託量、委託者数、従事家内労働者数

表19 業務別1か月当たり総委託量

(委託者調査)

業務名	規格	1か月当たり総委託量 (デカ)	1社当たり1か月委託量 (デカ)
リンクグミシンによるかがり	針目数201以上のもの	4,240	2,120
リンクグミシンによるかがり	針目数200以下のもの	4,120	1,373
ロッソーミシンによるかがり		14,850	2,121
オーバーミシンによるかがり		1,330	665
包装		21,900	5,475
抜き返し		11,800	3,933
返し		38,560	7,712



9 その他

表20 1か月当たり就業日数階級別家内労働者(補助者)数 (家内労働者調査 回答者数23人)

就業日数	0日～9日	10日～19日	20日～24日	25日～30日	計	平均
家内労働者数(人)	7	9	7	0	23	12.91日
補助者数(人)	0	0	0	0	0	

表21 1日当たり就業時間数階級別家内労働者(補助者)数 (家内労働者調査 回答者数23人)

就業時間	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	計	平均
家内労働者数(人)	5	12	6	0	23	4時間31分
補助者数(人)	0	0	0	0	0	

表22 取扱い製品別家内労働者数(複数回答) (家内労働者調査 回答者数23人)

取扱い製品	紳士用ソックス	婦人用ソックス	中小児用 ソックス	ハイソックス	パイルもの	タイツ	その他
家内労働者数 (人)	13	14	2	5	2	5	0

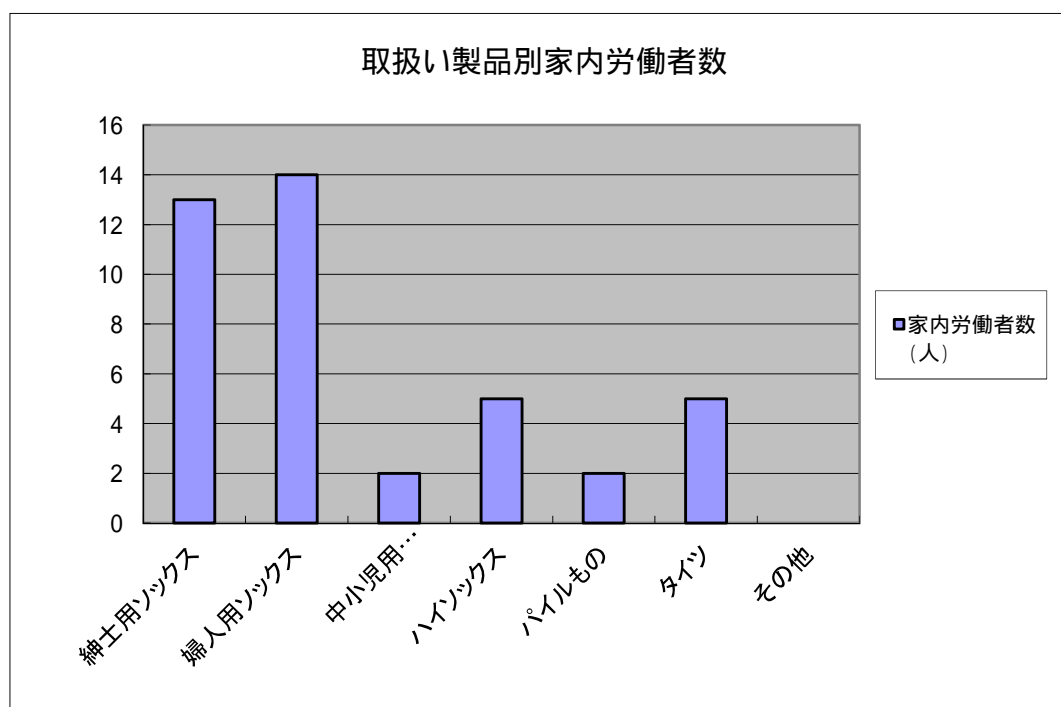


表23 今後の仕事量について

(委託者調査)

増やしたい	0
変わらない	10
減らしたい	1
委託を中止したい	0
わからない	4
合 計	15

表24 家内労働の現状に関する意見

(委託者調査)

番 号	意 見
A	下請業者の工賃が上がらない状況で、内職の工賃は上げられません。小売業者が海外の安い製品に押されて日本製品の単価を上げられない。製品単価が上がらない結果、下請業者の工賃が上がらない。靴下組合の加入事業者数は、最盛期の6分の1。事業者も減少しているが、家内労働者自体も高齢化、新規の担い手不在。(家内労働者数 7名)
B	工場内の時給ではなく、ロツソ返しは大部分外注で支払っています。海外、中国に押されて、加古川・高砂の業者は、最盛期の10分の1になっている。一般流通品はほぼ海外製品で、一部高級品でわずかな仕事をもらっている状態である。(家内労働者数 2名)
C	毎月の安定した作業量がない。不規則な作業で、だんだんとお願いしにくくなっている。(家内労働者数 1名)

表25 最低工賃の認識の有無

(委託者調査)

	知っていた	知らなかった
委託者数	12	3
割合(%)	80.0	20.0

表26 最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合

(委託者調査)

最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合 (%)	37.1 %
---------------------------	--------

表27 最低工賃に対する意見

(家内労働者調査)

最低工賃を上げてほしい。	7
最低工賃の上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。	8
特に意見はない。	7
その他	0
未記入	1

表28 家内労働の現状に関する意見

(家内労働者調査)

番 号	意 見
A	コロナで生活が苦しいので少しでもこども手当がなくなった今工賃を上げてほしいです。(40歳代、女性、経験2年)
B	コロナで何ヵ月も仕事がなく、又、時給が400円にしかないのは、安すぎかと思います。6月には2日だけ仕事はありましたが、7、8月もなく、あてにならない。(70歳代、女性、経験5年)
C	18年前から一度も工賃が上がらない。消費税が2度も上っていることを鑑みれば実質工賃が下がっている。一度工賃を上げてほしいと申し入れたが返答なし。(50歳代、女性、経験18年)

兵庫県靴下製造業家内労働実態調査票（委託者用）

【秘】

この調査票は、令和3年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。この調査は兵庫県靴下製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化处理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただき予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。記入にあたっては注意事項及び別紙の記入例を参考にしてください。同封の返信用封筒により、令和3年 月 日()までに返送をお願いします。 兵庫労働局

貴事業所の概要

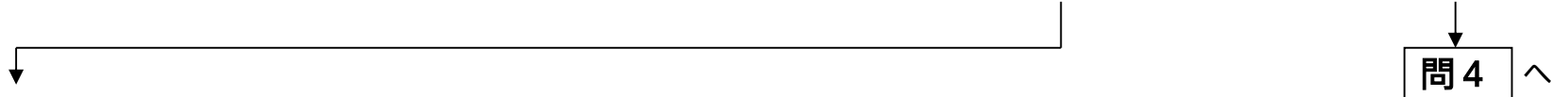
Table with 6 columns: 事業所名, 記入担当者職・氏名, 雇用労働者数(パート・アルバイト等を含む), 男 人, 女 人, 合計 人. Includes sub-sections for 所在地 and 雇用労働者 (所定労働日数, 所定労働時間).

問1 家内労働者に業務を委託していますか。(a . 委託している b . 委託していない)



問2 家内労働者数を記入してください。家内労働者数 男 _____人 女 _____人 合計 _____人

問3 雇用労働者の賃金について 1 下表に該当する業務に雇用労働者が従事していますか。(a . 従事している b . 従事していない)



2 aの場合、最も賃金の低い雇用労働者の賃金（令和3年6月分）について記入してください。

Table with 5 columns: 業務, 賃 金, 年齢(才), 性 別, 経験年数. Rows include リンキングミシン, ロッソーミシン, オーバーミシン, 抜き返し, 返し, and 包装 (足合わせ, ソクパス付け, etc.).

問4 機械の貸与について

1 作業に必要な機械器具を家内労働者に貸与していますか。 (a . 貸与している b . 貸与していない)

2 a . 貸与している場合、1ヵ月当たりの貸与料をお答えください。

機械の名称	リンクグマシン	ロッソーマシン	オーバーマシン	カード付けマシン	その他 ()
(1) 有償	台	台	台	台	台
貸与料	円	円	円	円	円
(2) 無償	台	台	台	台	台

問5 家内労働者の業務内容について

1 家内労働者に下表の業務を委託していますか。 (a . 委託している b . 委託していない)

2 a . の場合、下表に工賃単価、家内労働者数、作業量、委託量を記入してください。

業 務 (作業行程)	規 格 (製品の種類)		単 位	工 賃 単 価			該当家内 労働者数 (人)	1時間当たり の 標準作業量 (標準的家内 労働者1人当 たり)	1ヶ月分の 家内労働者 への委託量 (総数)
				最低額	最高額	平均額			
				円	円	円			
リンクグ マシンによる かがり	針 目 数	201以上のもの	1デカ				人	デカ	デカ
		200以下のもの	1デカ				人	デカ	デカ
ロッソーマシンによるかがり			1デカ				人	デカ	デカ
オーバーマシンによるかがり			1デカ				人	デカ	デカ
包装	足合わせ、ソクパス付け、 転写、口券付け、シールはり、 袋入れ又は箱詰め作業のうち、 3つ以上の作業を併せて行うもの。		1デカ				人	デカ	デカ
抜き返し			1デカ				人	デカ	デカ
返し			1デカ				人	デカ	デカ
家内労働者数合計(実人数)(注)							人		

(注) 合計欄(実人数)について、一人で複数の作業をしている場合一人として計算してください。

問6

問5の業務・規格以外に家内労働者に委託している業務があれば記入してください。

業 務 (作業行程)	規 格 (製品の種類)	工 賃 単 価			該当家内 労働者数 (人)	1時間当たりの 標準作業量 (標準的家内労働者1人当たり)	1ヶ月分の 家内労働者 への委託量 (総数)	
		単 位	最 低 額	最 高 額				平 均 額
			円	円				円
		1デカ				人	デカ	デカ
		1デカ				人	デカ	デカ
		1デカ				人	デカ	デカ
		1デカ				人	デカ	デカ

問7

家内労働者に支払った支払工賃の総額(令和3年6月分)について、下記の範囲ごとに家内労働者の人数を記入してください。

支払工賃額 (円)	1万円 未 満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満
家内労働者数	人	人	人	人	人

支払工賃額 (円)	5万円以上 7万円未満	7万円以上 9万円未満	9万円以上 12万円未満	12万円以上 15万円未満	15万円 以 上
家内労働者数	人	人	人	人	人

問8

靴下製造業の最低工賃(注)が定められていることを知っていましたか。

- a. 知っていた b. 知らなかった (注)最低工賃は工賃の最低限度額を定めたもので、別紙のものです。

問9

最低工賃が適用される業務の仕事量は、家内労働業務全体のうちのどのくらいの割合を占めますか。

約 パーセント

問10

家内労働者に委託する仕事量の今後についてお尋ねします。下記のいずれかに を入れてください。

- a. 増やしたい b. 変わらない c. 減らしたい d. 委託を中止したい e. わからない

問11

家内労働や最低工賃等に対する意見があれば記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

ご不明な点がございましたら、下記までご照会ください。

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸外灘ビル16階 兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL 078-367-9154

兵庫県靴下製造業家内労働実態調査票(家内労働者用) 【 秘 】

この調査票は、令和3年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。

この調査は兵庫県靴下製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記入にあたっては注意事項及び別紙の記入例を参考にしてください。

同封の返信用封筒により、令和3年 月 日()までに返送をお願いします。 兵庫県労働局

あなたの性別・年齢等を記入してください。

性別	男・女	年齢	満	才	経験年数	年
類型別	(1) 専 業		(2) 内 職		(3) 副 業	

年齢は、令和3年6月1日現在の満年齢。

経験年数は月数を切り捨て。(例)5年8か月の場合 5年、0年7か月 0年

専業とは、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者。

内職とは、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助等のため家内労働に従事する者。

副業とは、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者。

問 1 あなたの仕事の手伝いをしている人(補助者)がいる場合、年齢等をお答えください。

続柄	性別	年齢	経験年数
	男・女		
	男・女		
	男・女		

問 2 令和3年6月中にどんな製品を取扱いましたか。該当する項目を で囲んでください(複数可)。

1	紳士用ソックス	5	バイルもの
2	婦人用ソックス	6	タイツ
3	中小児用ソックス	7	その他 ()
4	ハイソックス		

問 3 令和3年6月分についての作業日数等をお答えください。

	あなた	補助者	補助者
令和3年6月中の作業日数	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間
工賃収入額(令和3年6月分)	円		

問 4 あなたが使用している機械の台数を記入してください。

機械の名称	自己所有	借用
1 リンキングマシン	台	台
2 ロッソーマシン	台	台
3 オーバーマシン	台	台
4 その他 ()	台	台

問 5 令和3年6月の1ヶ月間に仕事を行った際、負担した必要経費(諸経費)はいくらでしたか。

1	電気代	円
2	油代	円
3	諸工具代	円
4	機械の借料	円
5	その他 ()	円
合 計		円

(裏面へ続く)

整理番号

問 6 令和3年6月の状況における家内労働作業の工賃額(1デカ(10足)当たり)、1時間当たりの作業量について記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務 (作業行程)	規 格 (製品の種類)		工 賃 単 価				1時間当り の作業量	1ヶ月分の 全作業量
			単位	最低額	最高額	平均額		
リンクグ マシンによる かがり	針 目 数	201以上のもの	1デカ	円	円	円	デカ	デカ
		200以下のもの	1デカ	円	円	円	デカ	デカ
ロッソーマシンによるかがり			1デカ	円	円	円	デカ	デカ
オーバーマシンによるかがり			1デカ	円	円	円	デカ	デカ
包装	足合わせ、ソクパス付け、転写 口券付け、シール貼り、袋入れ 又は箱詰め作業のうち、3つ以上の作 業を併せて行うもの。		1デカ	円	円	円	デカ	デカ
抜 き 返 し			1デカ	円	円	円	デカ	デカ
返 し			1デカ	円	円	円	デカ	デカ

業務・規格に該当する作業を行っている箇所のみ記入してください。
工賃が一定の場合、「最低」・「最高」欄については同じ額を記入してください。

問 7 問 6の業務・規格以外の家内労働作業を行っている場合、その状況について記入してください。

業 務 (作業行程)	規 格 (製品の種類)		工 賃 単 価				1時間当り の作業量	1ヶ月分の 全作業量
			単位	最低額	最高額	平均額		
			1デカ			円	デカ	デカ
			1デカ			円	デカ	デカ

問 8 最低工賃に対する意見を記入してください。

下記のいずれかに を入れてください。

- 1 最低工賃を上げてほしい。
- 2 最低工賃の引上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。
- 3 特に意見はない。
- 4 その他()

問 9 家内労働の現状(仕事量の増減・工賃単価等)、最低工賃についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

整理番号

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移

新 設（官報公示：昭和 51 年 10 月 8 日、効力発生日：昭和 51 年 11 月 7 日）

- 1 . 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る印刷回路基板の組立ての業務に従事する家内労働者
- 2 . 適用する委託者 前号の家内労働者に電気機械器具製造業に係る印刷回路基板の組立の業務を委託する委託者
- 3 . 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程に応じ、部品 1 個につき、右欄に掲げる金額

品 目	工 程	金 額
端末 1 本の部品	差し	19 銭
	曲げ	9 銭
	切り	14 銭
	こてによるはんだ付け	17 銭
端末 2 本の部品	差し	33 銭
	曲げ	15 銭
	切り	19 銭
	こてによるはんだ付け	44 銭
端末 3 本の部品	差し	52 銭
	曲げ	25 銭
	切り	29 銭
	こてによるはんだ付け	50 銭
端末 4 本以上の部品	差し	50 銭
	曲げ	28 銭
	切り	52 銭
	こてによるはんだ付け	82 銭

- 4 . 効力発生日 昭和 51 年 11 月 7 日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移

第1回 改正（官報公示：昭和54年1月11日、効力発生日：昭和54年2月10日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に電気機械器具製造業に係る業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	差し	1端子の部品について行うもの	1個につき 20 銭
	曲げ		1個につき 10 銭
	切り		1個につき 15 銭
	はんだ付け		1個につき 18 銭
	差し	2端子の部品について行うもの	1個につき 36 銭
	曲げ		1個につき 17 銭
	切り		1個につき 21 銭
	はんだ付け		1個につき 48 銭
	差し	3端子の部品について行うもの	1個につき 54 銭
	曲げ		1個につき 27 銭
	切り		1個につき 31 銭
	はんだ付け		1個につき 54 銭
E I トランス	コア詰め（底板付け、バンド掛け及びつめ曲げを含む。）	コアの幅が 19 mm で、かつ、厚さが 0.5 mm のもの	1個につき 5 円 10 銭
		コアの幅が 41 mm で、かつ、厚さが 0.5 mm のもの	1個につき 7 円 20 銭
	リード線のからげ及びはんだ付け	コアの幅が 41 mm で、かつ、厚さが 0.5 mm のもの	1本につき 1 円 25 銭

4. 効力発生日 昭和54年2月10日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移

第2回 改正（官報公示：平成元年9月19日、効力発生日：平成元年11月1日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額	
印刷基板回路	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき	50銭
	部品の差し、曲げ及び切り		1個につき	1円
Eイトランス	コア詰め 手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの	コアの幅が28mmで、かつ、厚さが0.35mmのものを28枚から34枚積むもの	1個につき	5円02銭
		コアの幅が41mmで、かつ、厚さが0.5mmのものを26枚から36枚積むもの	1個につき	5円37銭
	リード線のからげ	からげ箇所が4箇所の部品について行うもの	1個につき	4円55銭
ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カプラー差し)	20cmを超え50cm以下の電線について行うもの	1端子につき	30銭

4. 効力発生日 平成元年11月1日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移

第3回 改正（官報公示：平成4年3月13日、効力発生日：平成4年4月30日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 65銭
	部品の差し、 曲げ及び切り		1個につき 1円25銭
E I トランス	コア詰め	コアの幅が28mmで、かつ、厚さが0.35mmのものを28枚以上34枚以下積むもの	1個につき 6円30銭
	手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの	コアの幅が41mmで、かつ、厚さが0.5mmのものを26枚以上36枚以下積むもの	1個につき 6円70銭
	リード線のからげ	からげ箇所が4箇所の部品について行うもの	1個につき 5円70銭
ワイヤーハーネス (リードコネクター)	ハウジング入れ (カプラー差し)	20cmを超え50cm以下の電線について行うもの	1端子につき 40銭

4. 効力発生日 平成4年4月30日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移

第4回 改正（官報公示：平成8年12月17日、効力発生日：平成9年1月16日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について 行うもの	1個につき 90 銭
	部品の差し、 曲げ及び切り		1個につき 1 円 35 銭
ワイヤーハーネス (リードコネクター)	ハウジング入れ (カプラー差し)	20cmを超え50cm以下の 電線について行うもの	1端子につき 50 銭

4. 効力発生日 平成9年1月16日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移

第5回 改正（官報公示：平成13年8月27日、効力発生日：平成13年9月26日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について 行うもの	1個につき 90銭
	部品の差し、 曲げ及び切り		1個につき 1円35銭
ワイヤーハーネス (リードコネクター)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50cm以下の電線について 行うもの	1端子につき 50銭
		50cmを超える電線につい て行うもの	1端子につき 55銭

4. 効力発生日 平成13年9月26日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移

第6回 改正（官報公示：平成18年2月8日、効力発生日：平成18年3月10日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について 行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ 及び切り		1個につき 1円37銭
ワイヤーハーネス (リードコネクター)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50cm以下の電線について 行うもの	1端子につき 51銭
		50cmを超える電線につい て行うもの	1端子につき 56銭

4. 効力発生日 平成18年3月10日

令和 3 年 度

兵 庫 県 電 気 機 械 器 具 製 造 業
家 内 労 働 実 態 調 査 報 告 書

兵 庫 労 働 局

目 次

調査の概要	1
1 調査の目的	
2 調査の種類	
3 調査の対象	
4 調査対象月	
5 調査の方法	
6 調査対象の選定	
調査結果の概要	2
1 委託者に関する事項	2
表1 - 1 調査対象事業所における委託の有無	
表1 - 2 委託ありのうち、最低工賃設定業務の有無	
表1 - 3 委託なしの内訳	
表2 規模(家内労働者数)別委託者数	
表3 規模(労働者数)別委託者数	
2 家内労働者に関する事項	2
表4 類型別家内労働者数	
調査結果	3
【委託者調査】	3
1 委託者に関する事項	3
表5 委託者の地域分布状況	
表6 業種別委託者数	
表7 規模(家内労働者数)別委託者数	
表8 規模(雇用労働者数)別委託者数	
2 家内労働者に関する事項	3
表9 男女別家内労働者数	
表10 年齢階級別家内労働者数	
表11 経験年数階級別家内労働者数	
3 家内労働業務に関する事項	4
表12 委託している業務	
4 1か月当たり工賃額	5
表13 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数	
5 品目・工程・規格別工賃額	5
表14 1個(端子)当たり工賃額、所要時間、1時間当たり工賃額	
表15 - 1 1個(端子)当たりの工賃の最低額の推移	
表15 - 2 1個(端子)当たり平均工賃額(加重平均)の推移	
表16 - 1 最低工賃設定業務別の委託者数・家内労働者数の推移	
表16 - 2 委託者別最低工賃設定業務以外の主な業務	
表17 1個(端子)当たりの最低の工賃額別委託者数	
表18 1個(端子)当たりの平均工賃額階級別委託者数	
6 今後の仕事量、家内労働の現状に関する委託者の意見等	10

- 表19 今後の仕事量について
- 表20 家内労働の現状に関する委託者意見
- 表21 最低工賃の認識の有無
- 表22 最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合

【家内労働者調査】	11
1 家内労働者類型別分布状況	11
表23	
2 年齢分布状況	11
表24	
3 経験年数分布状況	11
表25	
4 家内労働者の令和3年6月の労働日数別分布状況	11
表26	
5 家内労働者の令和3年6月の一日当たりの労働時間分布状況	11
表27	
6 業務内容について	11
表28	
7 「年齢階級別」及び「経験年数別」家内労働者数	12
表29	
8 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数	13
表30	
9 1か月当たりの必要経費平均支出額	13
表31	
10 委託者からの仕事の量について	14
表32	
11 家内労働者が使用している機械・器具	14
表33	
12 - 1 最低工賃設定品目別委託状況	15
表34 - 1	
12 - 2 家内労働者別最低工賃設定業務以外の業務	15
表34 - 2	
13 - 1 1個(端子)当たり工賃額、所要時間、1時間当たり工賃額	16
表35 - 1	
13 - 2 1個(端子)当たりの最低の工賃額別家内労働者数	16
表35 - 2	
14 最低工賃に関する家内労働者の意見	17
表36	
15 家内労働の現状(仕事量の増減、工賃単価等)に関する家内労働者の意見	17
表37	
(参考)	

兵庫県電気機械器具製造業家内労働実態調査票(委託者用・家内労働者用)

調査の概要

1 調査の目的

兵庫県における電気機械器具製造業の家内労働の実態を把握すること

2 調査の種類

委託者調査、家内労働者調査

3 調査の対象

兵庫県内の電気機械器具製造業に係る委託者及び家内労働者

4 調査対象月

令和3年6月分

5 調査の方法

通信調査

6 調査対象の選定

- ・委託者調査 兵庫県内の家内労働者に電気機械器具製造業に係る業務を委託する事業所全数 39事業所
- ・家内労働者調査 委託者調査により把握した家内労働者から抽出 123人

(1) 調査件数、委託者数、家内労働者数等の推移

調査の対象		平成21年	平成24年	平成27年
調査対象 件数	委託者	136(全数)	92(全数)	63(全数)
	家内労働者	-	67(抽出)	212(抽出)
調査票 提出件数 (回答数)	委託者	委託あり	64	64
		委託なし	44	16
		廃止等	4	3
	家内労働者	-	26	103
委託者数(推計)		123	92	54
家内労働者数(推計)		567	770	610

調査の対象		平成30年	令和3年
調査対象 件数	委託者	47(全数)	39(全数)
	家内労働者	165(抽出)	123(抽出)
調査票 提出件数 (回答数)	委託者	委託あり	37
		委託なし	6
		廃止等	2
	家内労働者	98	73
委託者数(推計)		39	31
家内労働者数(推計)		510	409

調査結果の概要

1 委託者に関する事項

表1-1 調査対象事業所における委託の有無 (委託者調査 回答者数37)

	委託あり	委託なし (廃止含)	合計
事業所数	29	8	37

表1-2 委託ありのうち、最低工賃設定業務の有無

	最低工賃設定 業務あり	最低工賃設定 業務なし	合計
事業所数	10	19	29

表1-3 委託なしの内訳

	事業を行っているが 家内労働者への委託なし	事業廃止	合計
事業所数	6	2	8

表2 規模(家内労働者数)別委託者数 (委託者調査 回答者数29)

	家内労働者数					合計
	1人~4人	5人~9人	10人~29人	30人~49人	50人~	
委託者数	8	9	9	2	1	29
	家内労働者数					398

(平均 13.7人)

表3 規模(労働者数)別委託者数 (委託者調査 回答者数29)

	規模(雇用労働者数)					合計
	0人~4人	5人~29人	30人~99人	100人~299人	300人~	
委託者数	1	10	9	7	2	29

(平均 98.3人)

2 家内労働者に関する事項

表4 類型別家内労働者数 (家内労働者調査 回答者数73人)

	家内労働者(人)				補助者(人)
	専業	内職	副業	小計	
男	1	4	2	7	9
女	0	65	1	66	5
計	1	69	3	73	14

調査結果

【委託者調査】

1 委託者に関する事項

表5 委託者の地域分布状況 (委託者調査)

地域	阪神	播磨	県北	淡路	県外	合計
委託者数	6	18	3	2	0	29

表6 業種別委託者数 (委託者調査)

委託者の営業内容	委託者数	阪神	播磨	県北	淡路	県外
電気機械器具製造業	19	4	12	2	1	
情報通信機械器具製造業	2		1		1	
電子部品・デバイス製造業	5	2	2	1		
その他	3		3			
合計	29	6	18	3	2	0

表7 規模(家内労働者数)別委託者数 (委託者調査)

家内労働者数		1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50人以上	合計
委託者数		8	9	9	2	1	29

表8 規模(雇用労働者数)別委託者数 (委託者調査)

雇用労働者数	0人	1～4人	5～29人	30～99人	100～299人	300人以上	合計
委託者数	0	1	10	9	7	2	29

2 家内労働者に関する事項

表9 男女別家内労働者数 (委託者調査)

	男	女	合計
家内労働者数(人)	43	355	398

表10 年齢階級別家内労働者数

(委託者調査)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
家内労働者数(人)	3	9	24	60	31	53	39	19	238

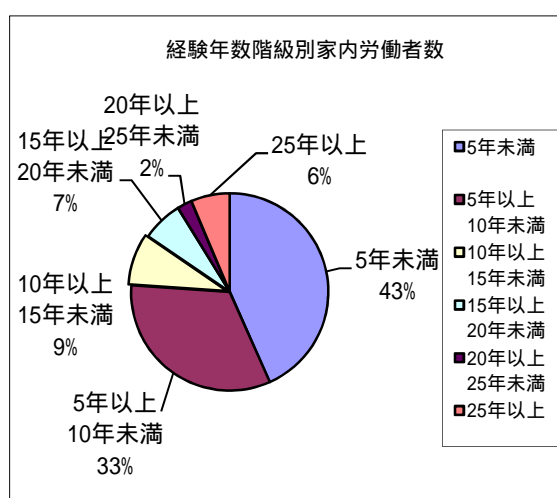
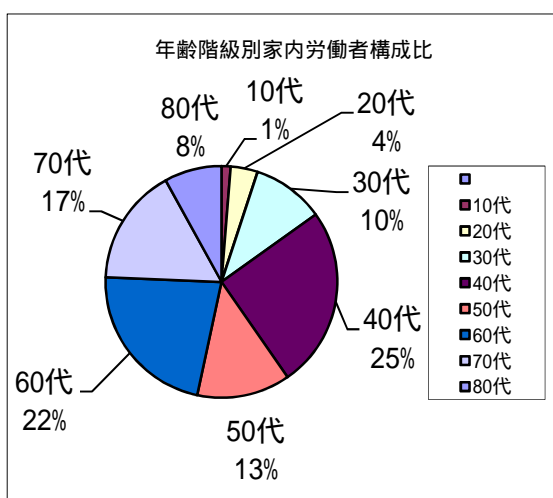
(平均年齢 56.8歳)

表11 経験年数階級別家内労働者数

(委託者調査)

	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	合計
家内労働者数(人)	143	108	28	22	8	21	330

(平均年数
7年9月)



3 家内労働業務に関する事項

表12 委託している業務(複数回答)

(委託者調査)

業 務	最低工賃設定規格業務を委託している委託者				
	平成21年 調査	平成24年 調査	平成27年 調査	平成30年 調査	令和3年 調査
印刷回路基板の実装	6	7	3	3	2
ワイヤーハーネスの組立加工	14	13	8	11	9

4 1か月当たり工賃額

表13 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数

(委託者調査)

1か月当たり工賃額	2万円未満	2万円以上 4万円未満	4万円以上 6万円未満	6万円以上 8万円未満	8万円以上 10万円未満	10万円以上 12万円未満	12万円以上 14万円未満	14万円以上	合計
家内労働者数(人)	161	128	43	18	5	7	3	1	366
割合(%)	44.0	35.0	11.7	4.9	1.4	1.9	0.8	0.3	100

(平均 29,016円)

5 品目・工程・規格別工賃額

表14 1個(端子)当たり工賃額、所要時間、1時間当たり工賃額

(委託者調査)

品目	工程・規格		現行最低 工賃額 (円)	工賃額(円)			1時間当たり 平均作業量 (個)(端子) (2)	1時間当たり 工賃額(円) (1)×(2)	該当委 託者数	委託 者 実数
				最低額	最高額	加重平均 額(1)				
印刷回 路基板	部品の差し		0.92	1.00	3.00	1.750	350	612.50	1	2
	部品の差し、曲げ及び切り		1.37	1.39	5.00	3.412	215.4	734.94	2	
ワイヤー ハーネス	ハウジング 入れ	50cm以下の電線	0.51	0.50	2.00	0.707	665.9	470.79	9	9
		50cmを超える電線	0.56	0.56	4.50	0.993	604.5	600.27	5	
										10

表15 - 1 1個(端子)当たりの工賃の最低額の推移

(委託者調査)

品目	工程・規格		工賃の最低額(円)				
			平成21年 調査	平成24年 調査	平成27年 調査	平成30年 調査	令和3年 調査
印刷回 路基板	部品の差し		1.00	0.70	1.00	0.90	1.00
	部品の差し、曲げ及び切り		1.50	1.10	1.50	1.39	1.39
ワイヤー ハーネス	ハウジング 入れ	50cm以下の電線	0.37	0.30	0.45	0.40	0.50
		50cmを超える電線	0.43	0.40	0.50	0.50	0.56

表15 - 2 1個(端子)当たり平均工賃額(加重平均)の推移

(委託者調査)

品目	工程・規格		平均工賃額(円) (加重平均)				
			平成21年 調査	平成24年 調査	平成27年 調査	平成30年 調査	令和3年 調査
印刷回 路基板	部品の差し		1.507	1.115	1.708	1.133	1.750
	部品の差し、曲げ及び切り		2.375	1.719	3.083	1.390	3.412
ワイヤー ハーネス	ハウジング 入れ	50cm以下の電線	0.948	1.234	0.658	1.357	0.707
		50cmを超える電線	2.456	1.199	1.211	2.041	0.993

表16 - 1 最低工賃設定業務別の委託者数・家内労働者数の推移 (委託者調査)

品目	工程・規格		調査対象者数(人)					
			平成21年調査		平成24年調査		平成27年調査	
			委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数
印刷回路基板	部品の差し		6	22	6	33	2	24
	部品の差し、曲げ及び切り		3	8	5	30	3	26
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線	13	114	13	96	8	113
		50cmを超える電線	10	86	8	78	5	76

品目	工程・規格		調査対象者数(人)					
			平成30年調査		令和3年調査			
			委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数	委託者実数	家内労働者数実数
印刷回路基板	部品の差し		2	3	1	23	2	24
	部品の差し、曲げ及び切り		1	2	2	24		
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線	11	153	9	101	9	117
		50cmを超える電線	7	85	5	56		
実質計			13				10	141

表16 - 2 委託者別最低工賃設定業務以外の主な業務

(委託者調査)

委託者 No.	家内 労働 数	設定業務家内労働数				設定業 務以外 家内労 働者数	最低工賃設定業務以外の主な業務
		差し	差し曲げ 切り	50cm以下	50cm超		
1	31			26	26	5	
2	2					2	セットビス作成1人、乾燥剤折込1人
3	9					9	カルタの面取り9人
7	6					6	シール貼り6人
8	25					25	スタータ部品の組付け25人
11	3					3	蓄電池に絶縁版を取り付ける3人
12	7					7	電池部品をパレットに整列する作業7人
13	2					2	ソレノイドの組み立て2人
14	2					2	建機ハンドルの組み立て2人
16	9			2		7	
17	11					11	チューブカット、チューブ配管11人
18	11			10	10	1	
19	4			1	1	2	
20	7					7	鉄芯組み3人、リード線付け4人
21	26			26		0	
22	1					1	ポピンにテープを貼る1人
23	15					15	ネジ検査10人、プラスチック製品のカット5人
24	5					5	パッキン粉付け串通し2人、チューブ通し1人、テープ貼付け2人
25	23	23	23			0	
26	7			4	4	3	
28	36					36	樹脂製品のバリ取り、検査、選別36人
29	1					1	半田付け1人、圧電素子を樹脂ケースへ接着
31	89			28	15	46	
33	5					5	検査品をケースに並べる作業5人
34	15					15	部品の組付け、材料の加工15人
36	3					3	インシュレーターの選別3人
37	20			3		17	巻き線10人、放熱板加工3人、半田付け2
38	16					16	電気部品の組み立て16人
39	7		1	1		5	
小計		23	24	101	56		
小計		24		117			
合計	398	141				257	

表17 1個(端子)当たりの最低の工賃額別委託者数

(委託者調査)

品目・工程・規格		工賃額				合計
印刷回路基板	部品の差し		0.92円	1.0円		1

品目・工程・規格		工賃額				合計
印刷回路基板	部品の差し、曲げ及び切り	1.37円	1.39円	1.5円		2

品目・工程・規格			工賃額				合計
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線	0.5円	0.51円	0.54円	0.55円	0.6円

				工賃額		合計
				0.75円	0.8円	1.0円
				1	1	1
						9

品目・工程・規格			工賃額				合計
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cmを超える電線		0.56円	0.60円	0.7円	5

太字は最低工賃額を示す

表18 1個(端子)当たりの平均工賃額階級別委託者数

(委託者調査)

品目・工程・規格			工賃階級				
			0.0円以上 0.2円未満	0.2円以上 0.4円未満	0.4円以上 0.6円未満	0.6円以上 0.8円未満	0.8円以上 1.0円未満
印刷回路基板	部品の差し						
	部品の差し、曲げ及び切り						
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線			1	4	1
		50cmを超える電線				3	1

品目・工程・規格			工賃階級				
			1.0円以上 1.2円未満	1.2円以上 1.4円未満	1.4円以上 1.6円未満	1.6円以上 1.8円未満	1.8円以上 2.0円未満
印刷回路基板	部品の差し					1	
	部品の差し、曲げ及び切り			1			
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線	2	1			
		50cmを超える電線					

品目・工程・規格			工賃階級				
			2.0円以上 2.2円未満	2.2円以上 2.4円未満	2.4円以上 2.6円未満	2.6円以上 2.8円未満	2.8円以上 3.0円未満
印刷回路基板	部品の差し						
	部品の差し、曲げ及び切り						
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線					
		50cmを超える電線			1		

品目・工程・規格			工賃階級				
			3.0円以上 3.2円未満	3.2円以上 3.4円未満	3.4円以上 3.6円未満	3.6円以上 3.8円未満	3.8円以上 4.0円未満
印刷回路基板	部品の差し						
	部品の差し、曲げ及び切り				1		
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線					
		50cmを超える電線					

品目・工程・規格			工賃階級				合計
			4.0円以上 4.2円未満	4.2円以上 4.4円未満	4.4円以上 4.6円未満	4.6円以上	
印刷回路基板	部品の差し						1
	部品の差し、曲げ及び切り						2
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線					9
		50cmを超える電線					5

6 今後の仕事量、家内労働の現状に関する委託者の意見等

表19 今後の仕事量について

(委託者調査)

増やしたい	0
変わらない	15
減らしたい	3
委託を中止したい	2
わからない	6

表20 家内労働の現状に関する委託者意見

(委託者調査)

番 号	意 見
A	今後、家内労働者へ委託は考えていません。
B	少量の外注委託管理するより社内で取り込んだ方が効率がよい。
C	客先から内職仕事だからと、とんでもない価格で仕事を出されることがあり、弊社から客先単価に対し上乘せして内職さんへ仕事を出しているものが多数ある。客先へはテレワークの社員には内職と同じだからと正規給与を払わないんですか？内職業務も同じでしょ？と交渉するが、なかなか理解が得られない。発注元に対して規則を守るよう指示があるのは当然ですが、本質的な問題をとらまえていただきたい。

表21 最低工賃の認識の有無

(委託者調査)

	知っていた	知らなかった
委託者数	27	2
割合 (%)	93.1%	6.9%

表22 最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合

(委託者調査)

最低工賃適用業務が 家内労働全体に占める割合 (%)	12.1 %
----------------------------------	--------

調査結果

【家内労働者調査】

1 家内労働者類型別分布状況

表23

(家内労働者調査)

	家内労働者				補助者	計
	専業	内職	副業	小計		
男	1	4	2	7	9	16
女	0	65	1	66	5	71
計	1	69	3	73	14	87

2 年齢分布状況

表24

(家内労働者調査)

年代	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	平均年齢
人数	2	7	14	10	15	25	58.8

3 経験年数分布状況

表25

(家内労働者調査)

年数	4年以下	5年～9年	10年～14年	15年～19年	20年～24年	25年以上	平均年数
人数	17	22	13	5	3	13	11.9

4 家内労働者の令和3年6月の労働日数別分布状況

表26

(家内労働者調査)

日数	1～15	16～20	21～25	26～27	28～	平均日数
家内労働者数	33	17	13	1	2	15.5

5 家内労働者の令和3年6月の一日当たりの労働時間分布状況

表27

(家内労働者調査)

労働時間	2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	平均時間
家内労働者数	4	26	25	9	6	4.1

6 業務内容について

表28

(家内労働者調査)

業務名	家内労働者数	最低工賃設定規格業務の委託を受けている家内労働者数	最低工賃適用合計(実数)
プリント基板の実装	4	4	10
ワイヤーハーネスの組立	10	7	
その他	57		

7 「年齢階級別」及び「経験年数別」家内労働者数

表29

(家内労働者調査)

年齢 \ 経験年数		経験年数									計
		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年 以上	
30歳未満	男										0
	女	2									2
30歳以上 ~40歳未 満	男										0
	女		2	3	2						7
40歳以上 ~50歳未 満	男			1				1			2
	女	1		1	6	2	1	1			12
50歳以上 ~60歳未 満	男				1						1
	女		1	2	1	3	1		1		9
60歳以上 ~70歳未 満	男			1							1
	女			1	3	6	1		1	2	14
70歳以上	男				2	1					3
	女			2	7	1	2	1	4	5	22
小計	男	0	0	2	3	1	0	1	0	0	7
	女	3	3	9	19	12	5	2	6	7	66
合計		3	3	11	22	13	5	3	6	7	73

8 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数

表30

(家内労働者調査)

支払い工賃額		1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満
家内労働者数	男	1	1	2	2	
	女	5	15	11	13	7
	計	6	16	13	15	7

支払い工賃額		5万円以上 6万円未満	6万円以上 7万円未満	7万円以上 8万円未満	8万円以上 10万円未満	10万円以上
家内労働者数	男		1			
	女	7	1	2		
	計	7	2	2		
平均工賃額(円)	29,275				合計	68

9 1か月当たりの必要経費平均支出額

表31

(家内労働者調査)

	電気代	油代	諸工具	機械等の借料	その他	総計
合計金額(円)	10,145	5,070	0	0	4,100	19,315
記入家内労働者数	16	3	0	0	6	
記入者平均(円)	634	1,690	0	0	683	

合計欄は記入があった家内労働者の合計額です。
 記入者平均は合計金額を記入家内労働者数で除したものです。
 総計額を全家内労働者数73人で除した金額は265円です。

10 委託者からの仕事の量について

表32

(家内労働者調査)

	委託者からの仕事量		
	常に一定している	大体一定している	不安定
家内労働者数(人)	1	46	20

11 家内労働者が使用している機械・器具

表33

(家内労働者調査)

ある(人)	自己所有	名称(主なもの)、人数
29	5	ドライバー 2 ニッパー 1 ペンチ 1 ラジオペンチ 1 ナイフ 2 金づち 2
	借用	名称
	31	ニッパー 11 ラジオペンチ 4 ハサミ 4 半田ごて 3 溶着機 2 拡大鏡 2 金づち 2 カッター 2 ナイフ 1 ドライバー 1 電動ドライバー 1 ノギス 1 圧着工具 1 定規 1
なし(人)		
40		
合計(人)		
69		

複数回答あり。

12 - 1 最低工賃設定品目別委託状況

表34 - 1

(家内労働者調査)

品目	工程・規格		家内労働者数(人)	工賃額(円)			現行最低工賃額(円)
				最低	最高	平均	
印刷回路基板	部品の差し		4	0.55	1.50	1.02	0.92
	部品の差し、曲げ及び切り		0	-	-	-	1.37
ワイヤーハーネス	ハウジング入れ	50cm以下の電線	6	0.51	1.40	0.87	0.51
		50cmを超える電線	2	0.61	0.66	0.64	0.56

12 - 2 家内労働者別最低工賃設定業務以外の業務

表34-2

(家内労働者調査)

番号	業務	番号	業務
1	3本の電線をより合わせる	32	コイルボビンにテープを巻く
2	半田付け	33	ボルトのキズチェック
3	乾燥剤の折込み	34	ボルト検査
4	部品の袋詰め、部品数量確認	35	袋入れ、シール貼り
5	絶縁部品の面取り	36	バッキン入れ
6	製品のかえり取り	37	部品組立
7	部品組立	38	チューブカット入れ
8	スイッチ関係の部品組付け	39	半田付け
9	電装品組立	40	半田付け
10	スイッチ関係の部品組付け	41	通電検査
11	自動車部品組立	42	部品の検査
12	箱作り	43	部品組立
13	箱作り	44	フェライト通し
14	箱作り	45	製品の検査
15	電池部品整列	46	部品を板に並べる
16	封口板整列	47	部品を板に並べる
17	コイル巻線	48	樹脂インシュレーターの検品
18	チューブカット	49	良品と不良品の選別
19	ピン指し	50	銅線コイル巻き
20	電線のカット	51	圧着
21	電線のカット	52	ACトランス組立、リード線半田付け
22	端子圧着	53	スリーブ入れ
23	導通検査		
24	鉄芯積あげ		
25	鉄芯入れ		
26	半田付け		
27	組立		
28	組立		
29	組立		
30	組立		
31	組立		

13 - 1 1個(端子)当たり工賃額、所要時間、1時間当たり工賃額

表35 - 1

(家内労働者調査)

品目	工程・規格		現行最低 工賃額 (円)	工賃額(円)			(2)1時間 当たり作業 量(個)(端 子)	1時間当たり 工賃額(円) (1)×(2)
				最低額	最高額	(1)平均 額		
印刷回路 基板	部品の差し		0.92	0.55	1.50	1.02	525.00	533.53
	部品の差し、曲げ及び切り		1.37	-	-	-	-	-
ワイヤー ハーネス	ハウジン グ入れ	50cm以下の電線	0.51	0.51	1.40	0.87	508.75	443.88
		50cmを超える電線	0.56	0.61	0.66	0.64	不明	不明

13 - 2 1個(端子)当たりの最低の工賃額別家内労働者数

表35 - 2

(家内労働者調査)

品目・工程・規格			工賃額					合計
			0.55円	0.75円	0.92円	1.0円	1.39円	
印刷回路 基板	部品の差し		1	1	0	1	1	4

品目・工程・規格			工賃額					合計
			0.51円	0.6円	0.8円	1.0円	1.4円	
ワイヤー ハーネス	ハウジン グ入れ	50cm以下の電線	1	1	2	1	1	6

品目・工程・規格			工賃額				合計
			0.56円	0.61円		不明	
ワイヤー ハーネス	ハウジン グ入れ	50cmを超える電線	0	1		1	2

太字は最低工賃額を示す

14 最低工賃に関する家内労働者の意見

表36 (家内労働者調査)

項 目	人数	%
1 最低工賃を引き上げてほしい。	13	17.8
2 最低工賃の引き上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。	11	15.1
3 特に意見はない。	40	54.8
4 その他	0	0.0
回答なし	9	12.3
合 計	73	100.0

15 家内労働の現状(仕事量の増減、工賃単価等)に関する家内労働者の意見

表37 (家内労働者調査)

番 号	意 見
1	安定感がほしい。
2	段ボール箱持って帰るのが重たすぎと軽いのが単価が同じだとしんどいです。
3	仕事量は、ありがたい事にだいたい安定しているのですが、時にハードな事もあります。1個あたりの工賃が低いので、長時間かかるわりに少ない。たとえ少しずつでも、工賃を上げてくれたらありがたいのですが。
4	8時間集中しても1,000円に満たないのは？
5	仕事量が減っている。工賃を上げてほしい。
6	仕事はしたいが部品が入手しずらく仕事量が減っています。仕事量を確保してほしい。
7	工賃は上がればうれしいですが、今の所、妥当な金額だと思っているので、特に意見はありません。
8	介護とかがあったので内職していたけど、ひきこもりと言われているようで、人生ってむずかしいなあと思うときもあります。

兵庫県電気機械器具製造業家内労働実態調査票(委託者用)【秘】

この調査票は、令和3年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
 この調査は兵庫県電気機械器具製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。
 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入例を参考にしてください。
 同封の返信用封筒により、令和3年 月 日()までに返送をお願いします。 兵庫労働局

<問い合わせ先>
 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー16階
 兵庫労働局労働基準部賃金室
 電話 (078)367-9154

記入方法
 回答は、すべて太枠内に記入してください。
 回答欄は、特にことわりがない限り、該当するものを一つだけ選び、その番号を で囲んでください。
 また、()内は具体的に記入してください。
 回答欄が網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
 回答欄が空欄のものは、該当事項、該当数字を記入してください。

記入担当者	(職・氏名)	(電話番号)
-------	--------	--------

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	〒 -

問1 家内労働者(注)に仕事を委託していますか。

委託している	1
委託していない	2

問2に進んでください。
 以上で質問は終わりです。ありがとうございました。

(注)家内労働者とは、事業所から原材料の提供を受けて、自宅などで、電気部品の組立などの加工を行う者です。

問2 事業所について記入してください。

事業の内容	1	電気機械器具製造業	2	情報通信機械器具製造業		
	3	電子部品・デバイス製造業	4	その他()		
主な製品	()					
雇用労働者数	1	2	3	4	5	6
	0人	1~4人	5~29人	30~99人	100~299人	300人以上

問 3 家内労働者について記入してください。

家内労働者数	男	人	女	人
--------	---	---	---	---

年 齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
家内労働者数(人)									

経験年数(注)	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
家内労働者数(人)						

(注)電気機械器具製造業の家内労働に従事している期間

問 4 家内労働者に委託している仕事について記入してください。

(1)どのような物品の製造・加工を委託していますか？(該当する番号をすべて で囲んでください。)

1	電気機械器具 【例】自動車用電装品、家電、DVDプレーヤ、ビデオカメラ、電池など
2	情報通信機械器具 【例】電話機、テレビ、パソコンなど
3	電子部品・デバイス(注) 【例】トランジスタ、集積回路、プリント回路
4	その他 () 【例】紙箱

(注)コンデンサーなどの電子部品や半導体、薄型パネルなど、電気製品に組み込まれる部品

(2)具体的にどのような仕事を委託していますか？(該当する番号をすべて で囲んでください。)
その他の場合は内容を記入してください。

		家内労働者数
1	プリント基板の実装	人
2	ワイヤーハーネスの組立加工	人
3	その他() () ()	人 人 人

問 5 プリント基板の実装のうち次の仕事を家内労働者に委託している場合は記入してください。

	2端子(足)の部品の「差し」のみを行う仕事	2端子(足)の部品の「差し」と「曲げ」と「切り」のすべてを行う仕事
部品1個当たり工賃額(注1)	円 銭 ~ 円 銭	円 銭 ~ 円 銭
平均	円 銭	円 銭
1時間当たり作業量(注2)	個	個
家内労働者数	人	人
家内労働者数合計(実人数)(注3)	人	

(注1)プリント基板1枚当たりの工賃額を決めている場合は、部品1個当たりの工賃額に換算して記入してください。

プリント基板1枚につき、2端子の部品10点(個)を挿入する作業の工賃が15円の場合、

部品1個当たり工賃額は $15円 \div 10個 = 1円50銭$ となります。

(注2)仕事に慣れてきた家内労働者一人が1時間作業をした場合の仕事量(部品の数)を記入してください。

(注3)一人で両方の仕事を行う場合一人として計算してください。

問 6 ワイヤーハーネスの組立のうち次の仕事を家内労働者に委託している場合は記入してください。

	電線(50cm以下)の端子をコネクターの穴に差し込み固定する仕事	電線(50cmを超える)の端子をコネクターの穴に差し込み固定する仕事
1端子当たり工賃額(注1)	円 銭 ~ 円 銭	円 銭 ~ 円 銭
平均	円 銭	円 銭
1時間当たり作業量(注2)	端子	端子
家内労働者数	人	人
家内労働者数合計(実人数)(注3)	人	

(注1) 1端子当たりの工賃額に換算して記入してください。

電線8本の両端を2個のコネクターに差し込む作業の工賃が12円の場合、

1端子当たり工賃額は $12円 \div 16端子 = 75銭$ となります。

(注2) 仕事に慣れてきた家内労働者一人が1時間作業をした場合の仕事量(端子の数)を記入してください。

(注3) 一人で両方の仕事を行う場合一人として計算してください。

問 7 1か月分工賃額(令和3年6月分)について記入してください。

支払工賃額	2万円未満	2万円以上 4万円未満	4万円以上 6万円未満	6万円以上 8万円未満
家内労働者数	人	人	人	人

支払工賃額	8万円以上 10万円未満	10万円以上 12万円未満	12万円以上 14万円未満	14万円以上
家内労働者数	人	人	人	人

問 8 電気機械器具製造業の最低工賃(注)が定められていることを知っていましたか。

(注) 最低工賃は、家内労働者に支払われる工賃の最低限度額を定めたもので、別紙のものです。

知っていた	1
知らなかった	2

問 9 最低工賃が適用される業務の仕事量は、家内労働業務全体のうちのどのくらいの割合を占めますか。

約 パーセント

問10 家内労働者に委託する仕事量の今後についてお尋ねします。下記のいずれかに を入れてください。

1. 増やしたい 2. 変わらない 3. 減らしたい 4. 委託を中止したい 5. わからない

問11 兵庫労働局では、兵庫県電気機械器具製造業最低工賃ほか4件の最低工賃を定めており、令和3年度に兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性の有無を検討しています。

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の改正に関連して、電気機械器具製造業の景況、事業の状況(受注量及び受注単価の変化、利益の増減等)、家内労働の状況(家内労働者に委託する仕事の変化、仕事量の増減等)、家内労働者に支払う工賃に関する意見、兵庫県電気機械器具製造業最低工賃に関する意見を記入してください。

お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました

兵庫県電気機械器具製造業家内労働実態調査票（家内労働者用）【秘】

この調査票は、令和3年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
 この調査は兵庫県電気機械器具製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入例を参考にしてください。
 同封の返信用封筒により、令和3年 月 日（ ）までに返送をお願いします。 兵庫労働局

あなたの性別・年齢等を記入してください。

性別	男・女	年齢	満才	経験年数	年
類型別	1. 専業		2. 内職		3. 副業

年齢は、令和3年6月1日現在の満年齢。

経験年数は、月数を切り捨て。（例）5年8か月の場合 5年、0年7か月 0年

専業（世帯主が家内労働を本業としている場合）

内職（主婦等世帯主以外のものを行っている場合）

副業（世帯主が他に本業があり本業の合間に行っている場合）

問1. あなたは現在どのような家内労働作業をしておられますか。

作業内容

問2. あなたの家内労働の仕事を手伝っている家族（補助者）はいますか。（補助者がいる場合、年齢等をお答えください。）

イ. いる（ 人）

続柄	性別	年齢
	男・女	才
	男・女	才

ロ. いない

問3. 令和3年6月分についての作業日数等をお答えください。

	あなた	補助者	補助者
令和3年6月中の作業日数	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間
工賃収入額（令和3年6月分）	円		

工賃収入のうち、必要経費はどれくらいですか。

電気代	油代	諸工具	機械の借料	その他（ ）	合計
円	円	円	円	円	円

問4. 委託者（事業所又は請負人等）から頼まれるあなたの仕事量は一定していますか。

イ. 常に一定している

ロ. だいたい一定している

ハ. 不安定

問5. あなたは作業をする際、機械や工具を使用しますか。

イ. 使用する

自己所有	機械・工具名
借用	機械・工具名

ロ. 使用なし

問6 . 家内労働の作業について下の表の品目・工程・規格に該当する作業を行っている場合は、記入してください。

品目	工程	規格	現在の工賃額			1時間当たりの作業量 (個、基板、端子)				
			単位	単価 (円銭)			最低	最高	平均	
				最低額	最高額	平均額				
印刷回路	部品1個あたりで工賃を	部品の差しのみ	2端子(足)の部品について行うもの	1個						
		部品の差し曲げ、切り	2端子(足)の部品について行うもの	1個						
基板	1基板あたりで工賃を	部品の差しのみ	基板の部品数、内訳	1基板						
		部品の差し曲げ、切り		1基板						
(ワイヤーハーネス)	ハウジング入れ(カプラ-差し)	50cm以下の電線について行うもの		1端子						
		50cmを超える電線について行うもの		1端子						

(記入上の注意)

1 . 品目・工程・規格のすべてに該当する場合のみ記入してください。

2 . 工程について

印刷回路基板

部品の差しのみ、又は部品の差し、曲げ、切りをセットで行う場合に記入してください。

ワイヤーハーネス(リードコネクター)

電線の長さが50cm以下のものと50cmを超えるものに分けて記入してください。

3 . 現在の工賃額及び、1時間当たりの作業量について

それぞれ単位(部品1個、1端子又は、1基板)当たりで記入してください。

印刷回路基板(プリント基板)

部品の種類(端子の本数)ごとに1個当たりの工賃が定められている場合には、それぞれの規格に該当する欄に記入してください。

1基板当たりで工賃が定められている場合には、規格欄余白に当該基板の部品の数、内訳を記入してください。(例: 1端子3個、2端子20個、3端子5個、その他○○○○○個)

ワイヤーハーネス(リードコネクター)

1端子当たりで記入してください。

1本の電線の片端をコネクター(カプラ-又はケース)に差し込む場合を1端子とし、両側に差し込む場合は2端子と数える。

(例: 電線8本の両端を2個のコネクターに差し込んでいくらと工賃が定められている場合は、8×2で16端子当たりとなる。)

問7 . 問6の業務・規格以外の家内労働作業を行っている場合、その状況について記入してください。

品 目	工 程	規 格	現 在 の 工 賃 額			1時間当たりの作業量 (個、基板、端子)		
			単 位	単 価 (円 銭)		最 低	最 高	平 均
				最低額	最高額			

問8 . 最低工賃に対する意見を記入してください。

- 1 最低工賃を引き上げてほしい。
- 2 最低工賃の引き上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。
- 3 特に意見はない。
- 4 その他 ()

問9 . 家内労働の現状(仕事量の増減,工賃単価等)についてご意見がありましたらご記入ください。

(調査にご協力いただきありがとうございました。)

ご不明な点がございましたら、下記までご照会ください。

<問い合わせ先>
 〒650-0044
 神戸市中央区東川崎町1-1-3
 神戸クリスタルタワー16階
 兵庫労働局労働基準部賃金室
 電話078-367-9154

兵庫県の最低工賃

最低工賃とは、家内労働者（内職者）に支払う工賃の最低額を決めるものです。兵庫労働局では、5件の最低工賃を定めています。

最低工賃が決まっている仕事を委託している場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

目 次

兵庫県釣針製造業最低工賃・・・・・・・・・・	1
兵庫県電気機械器具製造業最低工賃・・・・・・・・	2
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃 ・・・・	3
兵庫県綿・スフ織物業最低工賃 ・・・・・・・・・・	4
兵庫県靴下製造業最低工賃・・・・・・・・・・	5

（注）最低工賃は年度途中で改正されることがありますので、ホームページ等でお確かめ下さい。

兵庫労働局

〔ホームページアドレス〕 <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

労働基準部賃金室 ☎078-367-9154

兵庫県釣針製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び (右の規格の釣針と糸を結ぶ作業)	丸セイゴ針 10~13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円40銭
	チヌ針 3~5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円
	鮎友釣針 3本鉤結び	5円
仕 掛 け (右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業)	キス針 6~13号、3本針、2セット入	20円
	ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
	胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
包 装 (右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業)	バラ針15本入、台紙付	3円

- 4 効力発生の日 平成15年8月14日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ及び切り		1個につき 1円37銭
ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭
		50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭

- 4 効力発生の日 平成18年3月10日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^円越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャカード仕口数	仕上げの重さ又はよこ緯糸の本数	仕上げ幅		
後染	小幅力織機	900口	1反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹 ^{ひとこし} 一越ちりめんに限る。）	184円
					正絹紋りんずちりめん	275円
					正絹銀無地ちりめん	305円
					正絹紋意匠ちりめん	315円
先染	小幅力織機	400口	6.06ミリメートルの間によこ緯糸が22本以上のもの	36センチメートルのもの	正絹着尺	390円
					正絹コート地	360円
染	小幅力織機	400口以上	3.03センチメートルの間によこ緯糸が60本以上のもの	36センチメートルのもの	帯（無地物及び黒共帯を除く。）	1,000円
					小幅力織機（両六丁）	1,185円
		小幅力織機（両八丁）			1,390円	
		小幅力織機（両十二丁）			1,495円	

（備考） 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

4 効力発生の日 平成14年2月14日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県内で綿・スフ織物業に係る先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール(0.915メートル)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54センチメートル間の糸の本数	仕上げ幅	
50ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	50番手単糸	144本	112センチメートルから114センチメートル	40円
	よこ糸			76本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	37円
	よこ糸			70本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	80番手双糸	160本	112センチメートルから114センチメートル	27円
	よこ糸			62本		
ドビークロス (単丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	65円
	よこ糸			70本		
ドビークロス (多丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	110本	112センチメートルから114センチメートル	80円
	よこ糸			70本		
ジャカードクロス (多丁罎ジャカード組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	100本	112センチメートルから114センチメートル	100円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100パーセント加-で、かつ、2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿100パーセント	60番手単糸	90本	93.98センチメートル	105円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額欄の最低工賃額は、サイジング加工による場合に限る。
あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 4 効力発生の日 平成11年8月11日

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン、ロッソーミシン若しくはオーバーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーミシンによる かがり		41円
オーバーミシンによる かがり		36円
包 装		40円
抜 き 返 し		37円
返 し		10円

4 効力発生の日 平成13年6月14日

家内労働関係法規

目 次

家内労働法	1
家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令	10
家内労働法施行規則	11
厚生労働省組織令	21
地方労働審議会令	22
兵庫地方労働審議会運営規程	25
兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程	27

家内労働法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第2章 委託

（家内労働手帳）

第3条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業時間）

第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（委託の打ち切りの予告）

第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第3章 工賃及び最低工賃

（工賃の支払）

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

（工賃の支払場所等）

第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

（最低工賃）

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

- 第10条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

- 第11条** 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
 - 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

- 第12条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第13条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)

(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第15条 第8条第1項及び第10条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第16条 第6条又は第14条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第17条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
- 3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第18条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第5章 家内労働に関する審議機関

第19条 削除

第20条 削除

(専門部会等)

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

- 2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第22条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第23条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第24条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 雑則

(援助)

第25条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第26条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第27条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。

(報告等)

第28条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第29条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第30条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（申告）

第32条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第7章 罰則

第33条 第18条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第34条 第14条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者

二 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者

三 第18条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第32条第3項の規定による命令に違反した者

四 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者

六 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

七 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令

家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

家内労働法施行規則

第1章 委託

(家内労働手帳)

第1条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

2 家内労働法（以下「法」という。）第3条第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期

二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日

三 工賃を支払うつどその年月日

3 委託者は、委託をするにあつては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日

二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所

三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法

四 物品の受渡し場所

五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め

4 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

5 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

6 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。

7 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に最後の記入をした日から2年間当該家内労働手帳を保存しなければならない。

8 家内労働手帳は、様式第1号による。

(就業時間の適正化に関する勧告)

第2条 法第4条第2項の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第2章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第3条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵便為替の交付
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み
- 三 郵便振替口座への払込み又は振替

(審議会の意見の要旨の公示)

第4条 法第9条第1項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第5条 法第9条第2項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわれなければならない。

- 2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第6条 労働政策審議会又は地方労働審議会(以下「審議会」と総称する。)は、法第11条第1項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第1項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第7条 法第11条第2項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲

二 申出の内容

三 申出の理由

2 前項の申出書には、申出をする者が同項第1号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第1項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第8条 法第12条第1項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第9条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第8条第1項又は法第10条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第15条第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第15条第1項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第1項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第8条第1項又は法第10条の規定による調査審議を求めてはならない。

4 都道府県労働局長は、第2項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

第3章 安全及び衛生

(安全装置の取付け)

第10条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供
 する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械		安全装置
木材加工用丸のこ盤	反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ばつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかな盤		刃の接触予防装置
プレス機械及びシヤー		安全装置(その性能について労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。)

(規格具備等の確認)

第11条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供
 する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第42条の厚生労働大臣が定める規格を具備して
 いることを確認しなければならない。

- 一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 二 手押しかな盤の刃の接触予防装置
- 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い
- 四 動力により駆動されるプレス機械

第12条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

(防護措置)

第13条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、プーリ若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆い、囲い又はスリーブを取り付けること。
回転軸、歯車、プーリ又はフライホイールに附属する止め具のある機械（埋頭型の止め具を使用している機械を除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。）	バフの研まに必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機（送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。）	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。 ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

（危害防止のための書面の交付等）

第14条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。

- 2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

(有害物についての容器の使用等)

第15条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

一 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号の3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物をいう。以下同じ。)

二 有機溶剤を含有する塗料、絵具又は接着剤

三 鉛化合物(労働安全衛生法施行令 別表第四第六号の鉛化合物をいう。以下同じ。)を含有する絵具又は釉薬

2 前項の規定は、家内労働者が同項各号の物品であつて委託者からの譲渡又は提供に係るもの以外のものを使用する場合について準用する。

(女性及び年少者の就業制限)

第16条 委託者は、満18才に満たない家内労働者又は補助者が、次の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

一 丸のこの直径が25センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤(横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。)に木材を送給する業務

二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャワーの刃部の調整又はそうじの業務

三 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス(以下「危険物」という。)を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの

六 鉛等(鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)第1条第1号の鉛等をいう。以下同じ。)の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務

2 委託者は、満18才以上の女性である家内労働者又は補助者が、前項第1号、第3号及び第6号の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

3 満18才に満たない家内労働者又は補助者は、第1項各号の業務に従事しないように努めなければならない。

4 満18才以上の女性である家内労働者又は補助者は、第1項第1号、第3号及び第6号の業務に従事しないように努めなければならない。

(家内労働者の危害防止措置)

第 17 条 家内労働者は、委託者からの譲渡、貸与又は提供に係る機械又は器具以外の機械又は器具を使用する場合には、第 10 条から第 13 条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(設備等の設置)

第 18 条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 1 条第 1 項第 2 号の有機溶剤等及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 の特別有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除く。）	蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
有機溶剤等を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛等を取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における業務	局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備

(保護具等の使用)

第 19 条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業務	保護具等
運転中の機械の刃部における切粉払い又は切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子又は作業服
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク

皮膚に障害を与える物品又は皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品 を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性の作業衣又は手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

(危険物の取扱い)

第20条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる物品を取り扱う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を守らなければならない。

物品	事項
別表第二に掲げる発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。
別表第二に掲げる可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

(援助)

第21条 委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及び健康診断の受診について必要な援助を行なうように努めなければならない。

(安全及び衛生に関する命令)

第22条 法第十八条の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによつて行なう。

- 一 違反の事実
- 二 命令の内容

第4章 雑則

(届出)

第23条 委託者は、法第2条第3項の規定に該当するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届(様式第2号)を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

2 委託者は、毎年、4月1日現在における状況について、委託状況届(様式第2号)を同月30日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり4日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届(様式第3号)を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第24条 法第27条の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合にはその所在地

二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日

三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲

四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日

五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量

六 工賃を支払うつど、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額

2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。

3 第1項の帳簿は、様式第4号による。

(報告等)

第25条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第28条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由

二 出頭を命ずる場合には聴取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第26条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第27条 労働基準監督官が、法第30条第1項の規定に基づき収去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。

一 労働安全衛生法施行令第16条第1項各号に掲げる物

二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物

2 法第30条第2項の証票は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）様式第18号による。

(申告に基づく不利益な取扱いの是正命令)

第28条 法第32条第3項の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによつて行なう。

一 不利益な取扱いの事実

二 是正すべき事項

三 是正期限

(公示事項の周知)

第29条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はその省令の規定により公示した事項について、適当な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。

(様式の任意性)

第30条 委託者は、第1条の家内労働手帳及び第24条の帳簿を、様式第1号及び様式第4号と異なる様式を用いて作成することができる。

厚生労働省組織令

(地方労働審議会)

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
 - 三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第1号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって2以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

地方労働審議会令

(名称)

第1条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、労働者(家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)

に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代

表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月7日政令第185号)

この政令は、平成29年7月11日から施行する。

兵庫地方労働審議会運営規程

第 1 条 兵庫地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が召集する。

- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第 7 条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えるものとする。
- 3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第 6 条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第 7 条 第 2 条から第 6 条までの規定（第 2 条第 2 項を除く）は、審議会令第 6 条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」

とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

2 一 前項第一号の部会は、労働災害の防止に関する専門の事項を審議する。

二 前項第二号の部会は、家内労働に関する専門の事項（家内労働法第21条第1項の規定により最低賃金専門部会が所掌する事項を除く。）を審議する。

三 前項第三号の部会は、港湾労働に関する専門の事項を審議する。

第10条 前条に規定する部会（その部会長が委員であるものに限る）又は最低賃金専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 最低賃金専門部会については、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申出がなかった場合には、その時点で廃止する。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低賃金専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低賃金専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則（平成13年10月1日）

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月12日）

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附則（平成14年12月5日）

この規程は、平成14年12月5日から施行する。

附則（平成24年11月7日）

この規程は、平成24年11月7日から施行する。

附則（令和3年11月12日）

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 兵庫地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び兵庫労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員」という。)のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の招集)

第3条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

- 2 委員は旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録および議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長および部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

(附 則) この規程は、平成 14 年 2 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 14 日から施行する。